

衆議院 文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

昭和六十年十一月二十七日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 石橋 一弥君 理事 大塚 雄司君

理事 白川 勝彦君 理事 船田 元君

理事 佐藤 誼君 理事 馬場 昇君

理事 池田 克也君 理事 中野 寛成君

理事 青木 正久君 理事 赤城 宗徳君

理事 稲葉 修君 理事 白井日出男君

理事 榎本 和平君 理事 北川 正恭君

理事 田川 誠一君 理事 中村 靖君

理事 二階 俊博君 理事 町村 信孝君

理事 渡辺 栄一君 理事 木島喜兵衛君

理事 佐藤 徳雄君 理事 田中 克彦君

理事 中西 續介君 理事 有島 重武君

理事 伏屋 修治君 理事 滝沢 幸助君

理事 藤木 洋子君 理事 山原健二郎君

江田 五月君

出席國務大臣

文 部 大 臣 松 永 光 君

厚 生 大 臣 増 岡 博 之 君

出席政府委員

文 部 大 臣 官 房 長 西 崎 清 久 君

文 部 大 臣 官 房 総 務 審 議 官 五十嵐耕一君

文 部 省 初 等 中 等 教 育 局 長 高 石 邦 男 君

文 部 省 高 等 教 育 局 長 國 分 正 明 君

文 部 省 社 会 教 育 局 長 齊 藤 尚 夫 君

厚 生 大 臣 官 房 審 議 官 兼 内 閣 審 議 官 山 内 豊 徳 君

社 会 保 險 庁 年 金 保 險 部 長 兼 内 閣 審 議 官 長 尾 立 子 君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 山崎 潮君

大蔵省主税局税制第一課長 小川 是君

国税庁直税部所得税課長 加藤 泰彦君

参 考 人 (私立学校教職員共済組合理事 長) 保坂 榮一君

文教委員会調査室長 高木 高明君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二回国会開法第八二号)

○阿部委員長 これより会議を開きます。

第百二回国会内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、私立学校教職員共済組合理事長保坂榮一君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○阿部委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伏屋修治君。

○伏屋委員 健全な私学教育の発展を支える私学共済年金制度が、将来にわたって安定した制度運営がされるようにすることが国家の重要な問題である、このように私は認識しておるわけでございまして、そういう認識のもとにこれから尋ねてまいりたいと思ひます。参考人の保坂さんには大変御苦勞までございます。

まず最初に、今回の共済年金制度改革のねらいとすると、これは一体何だったのか、その辺からお尋ねをいたしたいと思ひます。

○松永國務大臣 今回の制度改革のねらいは、高齢化社会の到来が確実でありまして、それに備えて公的年金制度全体の長期的安定と整合性のある発展を図ることを目的とする公的年金制度改革の一環をなすものであります。今回の改正は、こうした公的年金制度改革の方向に沿って、公的年金制度の一元化を展望しながら、給付と負担の均衡を確保するため、給付水準の適正化を図るなどの措置を講ずることとしておるものでございまして、

こうした考え方のもとに、今回の改正では、私学共済組合の組合員等に対しても、国公立学校職員と同様に国民共通の基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金を基礎年金に上乗せする報酬比例年金として設計し、その給付水準についても厚生年金と均衡のとれたものとする、こういうふうにいたしておるわけでございます。

○伏屋委員 共済年金グループ、国共済、地共済、いろいろございしますが、そういうグループにおける私学共済の立場についてはどのような認識を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○松永國務大臣 この私学共済制度は、私学教育の振興に資することを目的とするものでありまして、教育基本法の第六条に、「法律に定める学校

の教員は、すなわち学校法人の学校の教員という意味でございますが、「全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」という規定があるわけでございまして、この規定を受けて創設されたのが私学共済であると認識いたしております。

そして、制度創設以来、私立学校教職員の福利厚生についてその向上を図っていくということに努めてまいったわけでございまして、国公立学校教職員と均衡を図るという形で年金等についても改善措置を行ってきたところであります。そして、そのことによって私立学校に勤務する教職員の福利厚生が図られ、それが私学教育の振興に大きく貢献してきたというふうに認識しておるわけでございまして、

○伏屋委員 今回の私学共済の制度改革に当たって、文部省といたしまして今のねらいとか認識のもとにどういう点に留意されたのか、お尋ねいたします。

○五十嵐政府委員 基本的なねらいについてはたまたま大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、その点を含めまして私どもが特に留意した点は、ただいま大臣がお引きになりました教育基本法第六条の趣旨に沿ひまして、従来から国家公務員、地方公務員の共済年金に準ずることを建前としてまいりました経緯がありまして、そういう意味でも、今回においても国家公務員等の共済年金制度との均衡を基本とした改正を行うということをしておるわけでございます。

このような観点から、その給付内容については、公的年金相互の均衡と整合性を保つために、厚生年金と同様の給付水準のものを設計しておりますはかに、共済年金が職域年金としての性格を

あわせ持っておりますところによりまして、国家公務員等の共済年金同様、職域年金相当部分の設計も図っておるところでございます。そのほか、退職共済年金についての加給年金制度、低所得者に対する在職支給制度、それから支給水準について変化してまいりますのでその経過措置を配慮したというような点でございます。

○伏屋委員 また後ほどお尋ねすることにしたしまして、この私学共済の改正案に対して社会保障制度審議会が答申しておるわけでございますが、その答申について文部省の見解をお尋ねしたいと思います。

○松永国務大臣 社会保障制度審議会の意見、これは総理大臣に対する意見についてでございますが、幾つかの点についての指摘がなされておりますけれども、大筋においては今回の改正案について了承されたものというふうに考えておるわけでございます。

○伏屋委員 これにつきましても、後ほどまた関連して尋ねてまいりたいと思っております。

私学共済の理事長さんにお尋ねをしたいと思っております。

本年二月一日に文部省に提出しました四項目にわたる要望書につきまして、私学共済部内でのような手続を経てまとめたのか、その経緯を説明していただきたいと思っております。

○保坂参考人 私どもの方では年金制度研究委員会という委員会を昭和四十九年度から持っております。それは私学の学識経験の方々、現在全部で十一名の委員が当たって構成しております。この年金制度委員会が、その都度年金制度に関する重要な問題等については四十九年度以来審議して、これについての答申等を私の手元に出してもらっております。

えまして、検討の結果、この四項目の要望は適当であろうという判断をいたしまして提出いたしました。

○伏屋委員 その四項目の要望書の第一項目ごとに趣旨を説明していただきたい。

○保坂参考人 第一点は、六十五歳以上者に年金を支給してほしいということでございます。これは現在在職中であり、共済年金は支給されませんが、支給されませんが、ちょっと要望だけを端的に申し上げます。

これは、六十五歳以上者には年金を支給してほしいということ。それから、第二点は、施行日前の給与記録は公務員共済と同様の取り扱いをしてほしいということ。それから、所得制限があり、それから、私学共済に対する都道府県の補助を確保してほしい。この四点でございます。

私学共済に対する都道府県の補助といふのは、私学共済法の第三十五条第三項によつて都道府県から補助を受けることができますが、この補助は組合員の長期給付の掛金の減額に使用させていただきます。

○伏屋委員 それに対して部内ではどういうような話し合いのもとに、これが四項目にまとめられたのかを説明していただきたいと言っているわけでございます。

○保坂参考人 先ほど申し上げましたが、私どもの年金制度研究委員会、そこで検討をお願いしました。その結果を部内でまた慎重検討し、私学にも御連絡申し上げて検討願つて、その結果でございます。

○伏屋委員 一項目ごとに、なぜこういうふうな項目にまとめられたのかをもう少し詳細に説明してくださいと私はお願いしているわけですが。

○保坂参考人 第一点の、六十五歳以上者に年金を支給することというお願いの点は、厚生年金の方におきましては六十五歳以上者は年金が全額支給されております。これに對しまして共済組合の方は、その者が私学の教職員である間は組合員

とすることにしておりますために、年金は支給されておられません。これは共済制度の中でそうなっているわけでございます。私学の場合には、また私学の独自の事情から、と申しますのは、私学の中で定年制がない、あるいは七十歳、七十五歳というふうな高年齢定年者、それで、よきまた私学の特色ある活動を行っている大学等もたくさんございまして、そのために、私学においては六十五歳以上者は非常に多いのでございます。

それからもう一点申し上げますれば、私学の中には一部私学共済に入っていない私学がございまして、そういうところの者は、厚生年金でございすから、六十五歳以上になると年金が出る。私学共済の方は、六十五歳以上の者で年金が支給されてない者、これは数が非常に多いのでございまして、この際、六十五歳以上者に年金を支給してほしいというお願いでございます。

それから、施行日前の給与記録を公務員共済と同様の取り扱いをしてほしいとお願いいたしましたのは、私も、一部に給与記録が全くない者がございまして、この者については標準給付月額を算定できませんので、その点で施行日前の五年をとつてというお願いをいたしました。また私学共済は、法規上あるいは実際の運営上重要な事柄は国家公務員共済に準じて行っておりますこととございまして、そして、国家公務員共済の方は諸手当の給与記録が全くないために、何と申しますか、その五年平均から割り下げるという方法をとられましたし、また地方公務員共済も同様でございまして、それから私学共済と同じような事情にありまして、私学共済もそれと同じような方法をとりました。私学共済という点と、またもう一点は、これは私学共済の仮の試算でございますが、その方法をとりました方が有利になる者が多いという観点からでございます。

それから、所得制限を緩和していただきたいとお願いいたしましたことは、これは国公立の教職員が年金を受給しながら従前より低い給与で私学の教職員となつておられる方が相当多いとございまして、そういうような点を考慮して、所得制限が強化されますとやはり学校の運営上に支障を来しますのでそれをお願いしたいということとございまして、それから、あともう一点の、都道府県の補助を確保すると申しますことは、これは都道府県の補助が特に私学の教育の発展のために条項の中に入れたこととございまして、また、この補助は現在に組合員の長期給付の掛金の減額に使用しておりますので、ぜひこれを確保していきたい、というお願いでございます。

○伏屋委員 厚生省の方、お見えですか。――厚生省の方にお尋ねするのは、被保険者の全期間の平均標準報酬月額額の算出方法について御説明いただきたいと思っております。

○厚生省府委員 お答えを申し上げます。厚生年金の年金額を算定いたします際の平均標準報酬月額額の算出方法でございますが、厚生年金の被保険者の場合には各月の月給を標準報酬といふことで算定をいたしまして、大体一年間の標準報酬を八月に決めるわけでございまして、それをすべての被保険者について私どもの方で記録をいたしております。年金額を算定いたします場合は、その被保険者であった全期間の標準報酬を平均をするわけでございます。

その平均の仕方でございますが、昭和三十三年の十月前の期間、十月は入りませんが、十月前の期間につきましては、これは原則といたしまして算入をいたしております。これは、この以前の期間につきましては、実際の標準報酬がインフレ等の影響で非常に低いということがございまして、これを算定しないということをお願いしております。それ以外の標準報酬でございますが、この期間につきましては、現役の被保険者の方の標準報酬の平均の上昇率を勘案いたしました一つの、私どもの方で再評価率というふうな言っておりますが、この再評価率をそれぞれの期間に掛けまして、いわば現実の賃金の実勢に合わせました形に

戻しまして、全期間を平均いたしまして計算をするということをお願いしております。

○伏見委員 要望書の第二項で、先ほど理事長から御説明をいただいたわけでございますが、国家公務員共済に準ずるのだからということ、もう一点は、私学共済に有利になる、こういう観点から要望の第二項がで上がった、このように聞き取れたわけでございますが、これを適用した場合、いわゆる厚生年金の全期間平均を下回る組合員が三分の一くらい出てくる、こういうことで、先回の当委員会でもかなり問題になったわけでござい

ますが、三分の二は上回る。上回ることもこれは一応問題になるのではないかと思います。一応、制度間格差をなくし一元化を図ろうということからすると、いわゆる官民格差解消のためにまた新たな格差を生じていくようなことにもなりかねない。そういうことからいいたしても、上回るのも問題だけれども、下回るのもこれも大問題であります。下回る三分の一というのは一体どれぐらいの人数になるのか、また、その三分の一というのがわかった経緯、どの時点でのようにわかったのか、その辺を理事長にお尋ねしたいと思

います。○保坂参考人 三分の一と申し上げましたのは、これは私学共済が給与記録を一部欠く者があるからということで、国共済その他と同じような形というところをお願いいたします。私どもとしては、それではその結果どのようなふうになるかということ私学共済として仮の試算をしたわけでござい

ます。それで、先ほど先生のお話の中で、三分の一が厚生年金を下回るということでございますが、その三分の一という数字は即それが厚生年金を下回る数字となるわけではございません。厚生年金との比較という点は、まだ正確な補正率が私の方に示されておりませんので、これはどうとも申し上げられないことでございますけれども、三分の一が全員厚生年金を下回るということではなく、補正率の出方いかんによってはそういうケースが出

てくるかと思いますが、その数はもちろん三分の一よりずっと少なくなるわけでございます。

なお、その三分の一を下回るものが全体のどのくらいかということでございますが、これは組合員数は約三十四万名でございますが、その組合員数の全員に対しての比率を見ますと、約五分の一程度は、何といいますが、厚生年金方式の全期間平均をとったよりも下回るのではないかと数字でござい

ます。なお、これについて理事長の考えはどうかということでございますが、これは、今回の制度改正の趣旨に照らして、そのような有利、不利というものが出てまいりまして、この場合には有利になる方の方が非常に多いわけでございまして、そういうようなケースが出てまいりましてもやむを得ないかと存じます。

○伏見委員 三分の一ということですが、給与明細が不明であるので国共済に並んで五年間という標準報酬月額というものとございまして、それ自体も大きな問題でございまして、それがわかっていないままに旧法ではどうやってそういうものが制度の中で運営されてきたかということも一つの大きな問題であります。

また、今三分の一ではなくて、三十四万人の五分の一ぐらいの人は不利になるけれども、有利になる人が多いんだから、こういうような論理でございまして、そうすると、その下回る人たちはどうなるのかということですね。上回ることも、これはやはり制度間の格差をなくする意味においても厚生に準じていかなければならない、そこにも問題があると思っております。その辺のことを今承ったわけでございまして、そういう五分の一の下回る方々に対してはこれからどう対処をしようとするのか、その辺のお考えをお聞かせ

いただきたいと思っております。○松永国務大臣 まず第一は、今の下回る、上回るといふ話でございますが、全期間の計算でやるとした場合と五年間の期間を限ってそれに補正率を掛

けたものとの、その数字がどちらが多いか少ないかということでございますが、厚生年金との比較じゃないのでござい

ます。第二点でございますが、本題でございますけれども、私学共済が主要なものについては国共済に準ずるということでやってきておりますので、国共済の方が退職前五年間の給与に補正率を掛けるという方式をおとりになる以上、これに準じて私学共済の方もそういう方式をとるのが適正妥当であるというふうに私どもは判断をしておるわけ

であります。○伏見委員 国共済に準じてということでございますが、国共済の標準の出し方というのは五年間、いわゆる本俸だけがわかっておるわけですね。本俸だけで計算していきましても、在職二十年以上の方でも三〇％から四〇％ぐらいの減少率になるというところでござい

ます。けれども、本俸に諸手当が加算されるのでその減少率というのは国共済はある程度緩和されるわけですね。けれども、私共済の場合は、もう既に今までの全部本俸と手当を含めた分で計算をされておるはずですね。ですから、それでいくと、国共済に準ずるとい

うことが、国共済は減少率の緩和が諸手当を加算されることでとられるわけでございまして、私共済の場合はそれが不利ということになります。その辺の矛盾はどう考えておられるのですか。○五十嵐政府委員 先生御承知のとおり、私立学校におきましては俸給表自体がいろいろまちまちでござい

ます。そういうことから、この私学共済組合法ができましたときから諸手当を含めた給与で計算をしているというふうなことでござい

ます。それで、今回の改正におきましては、基本的には厚生年金と同じような方法でやっています。いうことで、そういう意味で、その中の俸給月額の中に諸手当を含めてやっていくということ

でございますので、支給水準におきましては今度国家公務員と私学の先生のあれが同じになってきたというふうな点でござい

ます。○伏見委員 共済組合理事長はその問題、どういうお考えですか。○保坂参考人 私どもの方から五年平均でということを出しまして、その理由は先ほど申し上げました三点、給与記録のない者、そして国家公務員共済に重要な事項はすべて準じて行

うこと、その点から見まして、そういうふうな形での有利不利というのが出てまいりますことはやむを得ないかと考えております。○伏見委員 かなり不利になることは間違いないですね。そういう面での諸手当が加算されて激変の緩和措置が国共済ではとられるが、いわゆる私共済にはそれが不利という面、下から順番に長

年積み上げてきた人たちは、そういう面では非常に不利になってくるということが言えるのではないかと

思います。そういう面、組合員の不利、それからまたそれを適用して、いわゆる五分の一ですか、そういう人たちが非常に不利になってくるといふ問題に対して、年金制度間の格差、一元化という方向を目指しての今の改正案の整合性から考えますと、いささか腑に落ちない面があるわけ

ういうふう計算するかということでございます。施行後の俸給月額につきましては本則に戻つてやる、本則でやるということでございます。それで、何でもこのような措置をとるようになしたかということでございますが、これにつきましては、いわゆる給与記録が完全でない者、一部の期間におきまして俸給の記録がわからない者、それが約三百名程度あったということが一つござい

それから、もう一つは、今度の改正法に当たりましては、国家公務員、地方公務員につきまして施行前の五年間の期間をもちまして全期間を推計する、それにつきましては全体の昇給の曲線というものを仮定いたしましてそれで行くというやうなことでございまして、私どもとしましては、実額をとる、実際の俸給実績に近い格好でとるか、このような俸給曲線をとるかというやうな二つの考え方があり得たわけでございまして、一つは、先ほど申しましたように給与記録を欠く者が三百名いた、それから、私どもは、従来から国家公務員に準じた形でやってきたというやうなことから、やはり国家公務員に準じた格好で行った方がいいのではないかとこのやうに考えたわけでござい

ます。それで、現在のことにございまして、現在の俸給に基づきまして現行の制度におきましては年金の支給計算をしておりまして、例えば五十年の間に急激に給料が上がった方と、基本的には年金額の支給の計算方法は同じであつたというやうなこともございまして、今度の改正法の附則というものをとる方がよりそれに近いのではないかとこのやうな判断も働いたわけでござい

ます。○伏屋委員 理事長はどういうお考えですか。○保坂参考人 今回の制度改正が、年金の給付額という点では皆一様に低くなるという状況の中で、今回の改正の趣旨に照らしまして、そういう算定方法の中でこういう有利になる者、不利になる者、それが出てまいりますことはいたし方ないと思つております。

○伏屋委員 そういう不利になる者に対して、私学共済組合の理事長としてそれを何とかしなければいけないと思うのです。どういふやうな措置を考へておられるのか、また具体的にそのやうなアクションを起こされたのかどうか、その辺も御説明いただきたいと思ひます。

○保坂参考人 先ほど申し上げましたやうな考えに立つております。それについての措置というところは今考へておりません。また、私学共済がそれについてアクションを起こすということはござい

ません。○伏屋委員 そういふ不利な人が、先ほどの理事長の言葉によれば五分の一ですか、三十四万人のうち五分の一の人は不利になるといふことはわかつておられるけれども、そういう措置は全然講じない、またそういうアクションも起こさないということですか。

○保坂参考人 今回の制度改正の全体の流れの中でやむを得ないと存じます。また、したがひましてそれについてのアクションというやうなことは現時点で考へておりません。

○伏屋委員 文部省の方へお尋ねしますけれども、文部省も、この私学共済の方から出てきた要望書の第二項をもとにして附則四条というものが考へられたと言われておられるわけでござい

ます。今理事長が言われたやうに不利な者が出てくることは間違いないことです。そういうものも新制度のためにはやむを得ない、こういうやうな方に対する救済措置というものを具体的に考へておられるのか、その辺お答えいただきたい。

○五十嵐政府委員 改正法附則の第四条の規定で不利になるか有利になるかというお話でござい

ますが、このやうな選択の問題であるということでございます。そういう意味におきましては、私どもは、先ほど申しましたやうな点から、現行の制度をとる以外に方法はないというやうに理解をしておるわけでござい

ます。○伏屋委員 どうもその辺が、新制度のためにはある程度の犠牲はやむを得ないというやうなお言葉にしかとれないわけですが、私学共済の方がそれに当たるわけでござい

ますが、具体的なアクションを起こさないし、その救済策もとらない。共済組合のそれぞれの方々がそれで納得できるのですか。その辺は理事長はどう判断して

るのですか。○保坂参考人 私学共済だけではござい

ませんが、全公的年金制度のやうな動きの中でそういうやうな状況が出てまいりますこと、先ほど申し上げましたとおりやむを得ないと思つてお

ります。○伏屋委員 私の手元のところにもたくさんさんの共済年金改正に対する陳情、要望等が来ておりますが、そういうことからしまして、その犠牲にな

る方々お一人お一人の生活を考へていけば非常に深刻な問題だと思ひます。新制度に変わるんだからやむを得ないという一言で、それで組合の人が納得できるのか。もう何遍も理事長はやむを得ないというやうなお言葉ですけれども、国家公務員共済の方はこれでいいんですね、激変緩和措置がとられていきますから。けれども、私学共済の方々は非常にそういう面での犠牲が大きいのではないかと。そんなことならむしろ、国家公務員の共済に準ずるといふもの、今まで私学共済といふのは厚生年金と同じやうに本俸に手当を加えたものでずっとやってきたわけでござい

ます。激変緩和措置につきましては、先生御指摘の国家公務員の場合と私どもの私学の先生の場合とでござい

ますが、これにつきましては、諸手当を入れるか入れないかという点につきましては、確かに今度の制度改正によつて変わつてまい

るわけでござい

ますが、これは国家公務員でありましょ

うが私どもの私学共済組合の組合員であるやうが、同じやうに二十年かけてゆつくりやうていくとい

うことにおきましては変わりはないというやうに思ひます。それから、今先生がおっしゃつております厚生年金自体との比較でござい

ますが、これにつきましては、先ほど大臣からも申し上げましたやうに、厚生年金の上に二割相当の職域年金部分の加算をしてい

るということにおきましては、そこが違つてまい

るやうな点がござい

ます。それから、もう一つは、先ほど申し

ましたやうに、今問題になつてお

りますものは、来年の三月三十一日以前

の組合員期間をどういふやうに見るかというこ

との経過措置の問題でござい

まして、本則に戻

つては、先ほど申し

ましたやうに、

三十一日以前

の組合員期間

をどういふやう

に見るかという

つきましては、従来共済組合ではとっておりませんで、在職中である場合でありまして六十歳以上でございまして標準給与が一定額以下の者に、退職共済年金の一部を支給するような制度を設けたということでございます。これは俗に低在老と言っておりまして、これの具体的な金額その他につきましては今後政令で決めることとございまして、現在予定しておりますものを若干御紹介させていただきますと、例えば給与水準が二十万から十六万円の者におかれましては標準給与月額の一割支給ということで年金を持っていく、それから十五万から九万八千円の者につきましては五割支給にする、それから九万二千円から六万八千円ぐらいの者でございますが、これを八割支給にするというように、一応給与の低い方につきましては措置を講ずるということに考えております。それから、今度は六十一一年四月一日現在で六十歳未満の者が六十五歳以上になりますと基礎年金が支給されるようになるということとでございます。

それから、二番目の、施行日前の給与記録は公務員と同様の取り扱いとすることというものにつきましては、これにつきましては先ほどから御説明申し上げているとおりでございます。

その次の、三番目の、所得制限を緩和することでございますが、これは先ほど理事長からお話がございましたように、私学の教職員の場合には、国公立学校を定年でやめられまして、それで私学に御勤務になつていらっしゃる方が多いというようにございまして、その方につきましては、従来におきましては粗収入が約一千万を越えまじと支給制限がかかってなかったわけでございますが、今度は全体的に公務員のことにつきまして、退職後現に給料を非常に高くもらっている人が随分またさらに年金をもらうのはいかかというようなお話もございまして、これは国家公務員全体、地方公務員全体のものといたしまして所得制限をより強化するというような方向に相なっております、やはりこれは全体の所得制限を強化する

ということの一端としてはやむを得ないではないかというふうに思っております。ただ、その支給停止の停止率等については徐々に高めていくというようなことの激変緩和の措置を予定してございます。

それから、私学共済に対する都道府県補助を確保することということでございまして、これは現行の「補助することができ」という規定をそのまま残していただいております。

以上でございます。

○伏見委員 厚生大臣お見えになりましたのでちょっとお尋ねしたいと思ひますが、けさの新聞によりますと、昨夜大蔵大臣と関係の方々が協議をして、一応国鉄の共済年金救済に当たって国庫負担もやむを得ない、あとは全共済年金制度で救済するということな話し合いをされた、こういう記事があるわけですが、その辺の経緯を御説明いただきたい。

○増岡国務大臣 国鉄共済問題につきましては、関係閣僚会議を数回にわたって開きまして、昨日も関係者が集まつたことは事実でございます。しかし、きのうの段階ではまだ新聞記事にありまじような結論が出たわけではございませんで、それぞれの立場からいろいろ意見を表明したということでございます。現在まだ協議中でございますので確たることを申し上げる段階ではないと思ひます。

何にしましても、官房長官から、連合審査会におきまして、大原委員の御趣旨を踏まえ、本法案が衆議院を通過するまでに検討の結果を報告することとしたとおるというところでございまして、今後とも鋭意その詰めを行いたいというふうに考えております。

○伏見委員 また連合審査でそういう問題が問題化されてくるのではないと思ひますので、私はその辺でとめておきたいと思ひます。

最後に、公的年金の一元化がこれから進んでいく中で、制度間の格差が解消されるのか、あるいはまた私学共済に残されたこれからの課題という

のは一体どんなものがあるのか、その辺を文部省、それから私学共済、両方から御説明いただきたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、今回の改正によりまして、給付水準の適正化を図る等につきましての改正につきましては、ほぼある程度の均衡が保たれてきたのではないかといいことでございまして、昭和六十一年度以降におきましては、以上の年度の改正の措置を御承認いただきますれば、その措置を踏まえまして現在ございましていろいろ制度間の調整を引き続き進めまして、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるということとでございます。

私学共済年金につきましても、このような全体の方角を踏まえながら、私学共済年金制度の沿革といひますものを十分に配慮いたしまして、私立学校教育の振興に資するというねらいが損なわれることのないように十分万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○保坂参考人 ただいま審議官からお答えいただいたこととを覚えております。

○伏見委員 もう一点お尋ねしたいのですけれども、この一元化が進む中で婦人の年金権の確立はどういうような見通しを持っておられるのか、その辺もお聞かせいただきたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 現行の制度の改正と比較いたしますと御説明をさせていただきますと思ひますが、先生御承知のとおり、現行の厚生年金あるいは共済年金の被用者年金におきましては、被用者でございまして夫と職を保持しない専業主婦の妻との給付の標準的な単位をいたしまして、これを夫への年金でカバーするといういわゆる世帯単位の給付設計をとっております。したがいましめて、被用者の無業の妻につきましては、国民年金の適用に当たりましては任意加入の道は開かれて

いるものの、原則適用除外となっております。このような現行制度の仕組みにおきましては、被用者の妻で職業を持っておられない方、こういう方が国民年金に加入しなかった場合におきまして、障害となりまじたりあるいは不幸にして離婚になつたりという場合には、年金保障に欠けるというケースが出てまいるわけでございまして、このような事態を避けますために、今回の改正では、全国民に共通します基礎年金を共済の組合員及びその扶養者にも適用するということにしております。その扶養者であります妻にも適用するということとでございます。それで、これまで任意加入とされた組合員の妻を強制加入としまして、その保険料は独自に妻に求めるといふことでなく共済組合がまとめて払うということにしております。これによりまして、被扶養者でございまして組合員の妻につきましても独自の老齢基礎年金、障害基礎年金が保障されるということとでございます。先生からただいまお話のございました女性の年金権確立のために大きく一歩前進するものであるというふうに理解しております。

○阿部委員 終ります。

○阿部委員 滝沢幸助君。

○滝沢委員 おはようございます。両大臣、御苦労さまです。

厚生大臣に特別にお見えたいておりますから、審議の順序からいへば先に厚生大臣にお尋ねした方がいひのかと思ひまして、そのようにさせていただきます。

実は、今回の一連の共済年金等の制度の改正案といひますものは、その基本精神は、国民ひとしく年金等の恩恵に浴さしめて、従来やますれば官民ないしは職業間に格差があると指摘されていた等の面を是正しようというところにあるのかと私は理解するのだけれども、それでいいでしょうか。

○増岡国務大臣 今回の改正につきまじは、御指摘の点と、それからもう一つ、制度間にごさいます安定度というものも考えまして、制度の安定ということも大きな目標といたしております。

○滝沢委員 そこで、年金制度の一元化という今御提案いただいておることで、これは作業日程としては、今後この改正の作業が十分に行き着く

ところまでに至ります作業日程はどういうことになっていくのか。そして、その最終のいわば年金行政ないしはこの制度のビジョンといえますか、描かれている設計図はいかがなものであるか、簡単に御説明をちょうだいしたいと思います。

○増岡国務大臣 年金制度の改革につきましては、先ほど先生御指摘のような公平を保つということから今回まず基礎年金の導入をお願いいたしておるわけでございます。この基礎年金が各共済年金間の一つの共通項として公平の第一歩を踏み出すことになると思いますが、よろしくお願ひしたいと申し上げるわけでございます。それを成立させていただきますと、国民年金、厚生年金には既に基礎年金の導入が済んでおりますので、その発足でございます昭和六十一年四月同時実施を機に、その以降におきまして、以上の措置を踏まえまして給付と負担の両面において制度間の調整を進めて、昭和七十年を目途に公的年金制度の一元化を完了させることと予定いたしておるわけでございます。

その際、お尋ねのような制度間調整をどのように進めるか、年金一元化についてどのような内容を目指すか等につきましては、今後政府内部においても十分検討を尽くしていかねければならない非常に大きな課題をたくさん抱えておると思うわけでございます。いずれにいたしましても、公的年金制度全体として、給付と負担の公平性が確保され、整合性がとれたものであり、また年金財政の安定化ということも考えていかなければならない。抽象的で申しわけございませんが、現在ではそのような考え方を持っております。

○滝沢委員 事や具体的でかつ細かいことで恐縮であります。あるいは自治大臣でなければそれはわからぬとおっしゃるかもしれませんが、仕事を持っていらしたた末亡人の方が、最近退職をなさってある市役所を訪れられまして、何か市役所には年金等の指導員がおられるのですか、同じ立場の人がそろって四人いらしたというのです。ある日、一人の人に尋ねましたら、

それは国民年金にといいますが退職者年金ですかに入った方がよろしいという御指導をいただきたい。ところが、次の日、まだちょっと落ちつかないものだから、お訪ねしましたら、その人は何か食事がトイレか知りませんけれどもいらしたやなくて、別の人がおっしゃるのには、それは入らぬ方がよろしい、その方が有利だと全く違ったことをおっしゃったというのです。このようなことにつきまして、いわば市町村の窓口で制度の説明等の立場に立つ人に対する指導が不徹底でございせんか。こういうことについてはいかがなる御指導をなさり、あるいはまた対策を持っておいでか、承らしてちょうだいしたいと思います。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。現在、厚生年金と国民年金の仕事の第一線の分担をいたしまして、厚生年金は事業所を単位に適用いたしておりますので、社会保険事務所がいろいろな御相談に應じるという体制をとっております。一方、国民年金の場合には、住民サービスという観点から市町村がその第一線としての仕事をしていたというふうになっておるわけでございます。私も、両窓口とも、厚生年金、国民年金を含めまして、年金制度につきましても、被保険者の方、受給権者の方の御相談に應じることができるよう努力をいたしておるわけでございます。

社会保険事務所の場合には、今具体的に例示されました方の場合は厚生年金の被保険者であった方ではないかと思うのでございますが、社会保険事務所にいらしたっていただきますと、その方の過去の被保険者記録を私のセンターから呼び出して見ることができるようになっております。こういうことをいたしますと、今国民年金に入るべきか、厚生年金のいわば継続の第四種の制度を続けるべきかというような問題ではないかと思つたのでございまして、その際、過去のその方の記録を見ませんという趣意で御相談ができないうことがあられるわけでございまして、その場合には社会保険事務所の方がいろいろな意

味での確な御相談ができたのではないかと思います。

しかしながら、被保険者の方のお立場からいいますと、一番身近な公的機関は市町村でございまして、市町村の年金相談員につきましてもいろいろ広い視野から被保険者、受給者の方々のそれぞのお立場に應じて御相談ができるよう、また本人が不確実の場合には他の適切な機関の方への御紹介もできるような指導を強化させていただきたいと思ひます。

○滝沢委員 大体、私たちが役所を相手にして一番頭に來ますものは、最近、市役所等が代表電話でなくて、各部、各課に分かれた電話を持っています。ところが、各部、各課に自分自身でございまして、一般の庶民、大衆は、そのようなことは果たして市役所の何課がやっているのか全然わからぬというのが普通だと思うのです。代表電話がありまして、ああそういうことでございまして何課をつなぎます、そして、いやそれは違ひますので何課に回しますというぐあいになればいいんだけれども、それぞれの電話が独立している場合は非常に困ることなでございます。

なお、今おっしゃったように、その方は確かに社会保険事務所に上がればいいんだけれども市役所にいらした。ところが、先ほど申し上げましたとおり、市役所の中の同じ窓口で四人いらしたる人がそれぞれ違うことをおっしゃる。

「委員長退席、船田委員長代理着席」
もちろんその奥さんは詳しいデータを持っておいでになったわけでありませうけれども、それに対しての指導が指導員の一人一人によって違ひというのには、やはり行政そのものに対する不信感を持つてその奥さんはお帰りになつて、三人目にまた聞いてみなくちゃ安心できなくなるわけですね。四人目に聞けば、あとは五人目は指導員がおられますから、今度は弁護士のところへ行くのか税理士のところへ行くのかわかりませんけれども、このように、制度が改正になるときは国民ひとしくいろいろと不安は持っています。

すから、私たちが国会報告会なんというところで各地を回りますと、いろいろと御質問を受ける。こういうことまで何で私たちが説明をしなくてはならぬのか、これはもつと行政が説明しておくべきことではなかったのかというところに感ずるものでございまして、それらのことにかんがみまして、この市町村等に対する指導徹底と、このようなことはどこに相談に行つたか指導というものがなければ、住民、国民は非常に不安に思ひます。この点についてお聞きなさいと思ひます。

大臣、このことについての考えとともに、一つお伺いをいたします。国民一億二千万不幸なるものがあるならば、これは税金もそうとことくがいわゆる不平等感、これは税金もそうです、年金もそうです、また道路もそうです、水道もそうです、みんな不平等感、私は損をしている、こういう考えです。それにいわゆる行政等に対する不平等感。この不平等感と不平感がもう全国津々浦々にみまがっているところに今日日本のいわば病根がある、こう私は思ふのであります。けれども、今回の改正をめぐりまして、どうぞひとつ、そのようなものを払拭するために御検討をちょうだいしたい。それはどのような御決意と方法によつてなされるものか、どうかひとつ、その辺のことをも加えて御答弁をちょうだいすればありがたいと思ひます。

○増岡国務大臣 御指摘の場合には、市役所の方が、これは市役所ではありませうから社会保険事務所へ行つてくださいますとおっしゃれば、それでそのとおりなされば用事が済んだと思ひます。そういうことが不親切で行われなかつたのか、その知識がなくてそうなつたのかわかりませんけれども、こういう大改正の時期でありますから、そういう改正が行われましては、そういう面でのいろいろな知識を持つていただくような指導はしなければならぬというふうに思ひます。そのことにつきましては、自治大臣にもよくお話を申し上げ

ておきたいと思ひます。

○滝沢委員 厚生大臣へのお伺ひはこれで終わろうと思ひましたが、今の御答弁を承りまして一言申し添えさせていただきます。

大臣、市役所の職員が、そのことでございまして、社会保険事務所にどうぞおいでになってくださいというふうに申し上げればよかったとおっしゃいますが、そこが間違ひなんです。この企業がそれは何々支店に行つてちょうだいというふうなことをおっしゃいますか。そうでなくて、その市役所の職員がその場で電話をとつて自分で社会保険事務所を電話に出して、こここの人がある、こういうことではないですか。たゞだれだれと云つて直接電話をさせてもいいだらうし、あるいはまた、向こうの書類を出させて電話でいろいろと相互に話を合せて、実は社会保険事務所といふところと相談したんですが、よくよくいふにすると、いかにも、基本的に政府や役所が考へてほしいのは、何とか大臣、何とか省、何とか局、何とか事務所といふふうにして、行政の側の都合によつて分けていられるのでありますから、国民は中曾根康弘一人で説明できるのならそれで結構なわけですから、御自分たちのお仕事の都合でいろいろ分けていられるものを国民の皆さんに――その人はバスで来たのか歩いて来たのか知りませんが、もしも、そうしたら、社会保険事務所までどこで、次の電車をどう行つてどう行つてということになるでしょう。こういう姿勢ではだめだと私は言つてゐるわけなんです。もつといわゆる国民を主人と考へた民主主義の政治体制の基本、これに徹してサービスを向上させないと、私は今度のごとき制度の改正は国民の理解を得られないと思ひますよ。いかがですか。

○増岡國務大臣 今お示しのようなお話をしたいことは大変御親切なことであると思ひます。公務員たる者はできるだけそういう姿勢でいることが望ましいというふうに思ひます。

○滝沢委員 そのようなぐあいにはどうぞよろしくお願ひします。

大臣、ほかにも他の議員の質問がなかったらどうぞ。御苦労さま。

ところで、これは文部大臣か、ないしはどなたでも結構でございますが、そのようにしていわゆる不均衡の是正ということで制度を調整しようとしてゐる中で、なんでもありますが、私学共済といふものは比較的財源的にゆとりがある、豊かだといふことを言われるわけでありするけれども、その実態はいかかなものであるか。

そして、今議論のありました、いわゆる制度の一元化ということ、また負担と給付の平等化という観点に立つときに、これはいかがにされるお考へであるか、承りたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 先生御指摘いただきましたように、私学共済年金自体が発足したのが昭和二十九年でございまして、そのときの共済組合員の数が約五万人といふことでございまして、その後、私立学校の発展と合わせまして私学共済の組合員の増加もございまして、現在約三十五万人でございまして、そういうことからいたしまして、私学共済組合を支えます基盤といふものが非常にしつかりしておるといふことでございまして、いわゆる現在います組合員がどの程度の年金者を支えておるかといふようなことでございまして、昭和六十一年度の見通しで五〇・五％といふことで、ほかに比べまして非常に成熟度が低い。そういうことから、年金の財政の支出につきましても非常に安定をしていられるといふようなことはございまして、ただ、この私学共済につきましても、ほかの共済組合に比べまして若干時期的にはおくれますが、いずれにしても高齢化社会の到来といふことから年金受給者の増大といふものは避けられず、またそれを支える組合員の数はそれほどふえてまいらないといふようなことでございまして、

そういうことから、今回の年金制度の改革におきましても、公的年金制度全体の長期的な安定と整合性ある発展を図るために、私学共済組合につ

きましても、他の共済組合あるいは厚生年金とも同じように全国民共済の基礎年金を導入しますとともに、給付水準につきましても原則として厚生年金に近いものを持つていくというふうなことで、その給付水準の適正化を図る等の改正を行おうとするところでございまして、

○滝沢委員 いろいろと承りましたが、そこで、今回のいわゆる共済年金法の改正をめぐりまして世間に聞く話であります、これは実質的には給付の引き下げにもつなげてしまふ、ないしは負担の増大に終わるといふような批判もありますが、これはどう受けとめておられますか。

○五十嵐政府委員 今回の年金制度の改正のねらいでございまして、年金制度といふのは、一番大事なものは現役世代と年金受給者との間の給付の負担の均衡を図つていくことが非常に大事でございまして、先ほど御説明申し上げましたように、高齢化社会を迎えますと年金受給者の数が非常にふえていく、このままではやはり現役の給付の負担といふものが耐えられないものになつてくるのではないかと。そういう意味から、その給付水準につきましてもやはりある程度のバランスを考へていく。しかも、先生から御指摘のございまして、そのような制度間格差もこういう機会にいろいろと給付水準についてもバランスをとつていくといふようなことが大事でございまして、

ただ、一つだけ申し上げさせていただきますのは、私どもの私学共済におきましても国家公務員共済におきましても、いわゆる職域年金としての歴史がございまして、その面の特殊性といふものはある程度考へていかなければいけないといふようなことでございまして、全般的には、将来の安定した年金を見通しまして給付水準のある程度の調整をさせていただいていられるといふことでございまして、

それから、このような給付水準の調整をしておきましても、こういう公的年金で一番大事なものは、物価に対して非常に強いものであるといふことがやはり大事でございまして、物価上昇に対

してある程度スライドする等の年金の増額の費用等を随うといふことでございまして、これはもちろん給付水準の適正化とあわせながらそういうこともやはりある程度お願いしていかなければいけない。これは安定した年金をつくらなければならぬ、皆様方にそれぞれ若干の御負担をいただくといふことで御理解をいただきたいと思つております。

○滝沢委員 わかつたようなわからぬようなことでありますけれども、そこで、職域年金といふ今度の制度を評してみますときに、語れば長きこととなりますが、これは申し上げまして抽象的に言いますけれども、今回のこの制度の趣旨といふものの位置づけがはっきりしない、この制度の趣旨が徹底していない、こういう嫌いをなしとしないと思つております。このとおりいくならばむしろ新たな官民格差をつくるものであるといふような批判もあるわけでありするけれども、こういうことについての御説明、いかがになさるつもりか、抽象的で恐縮であります、一言どうぞ。

○五十嵐政府委員 今先生の御質問の職域年金のことでございますが、今回の改正におきまして、国家公務員、地方公務員、それから農林年金共済、それから私学共済、全体の共済年金の共通の措置といたしまして、厚生年金相当部分に加えて、これにつきましても、共済年金が公的年金としての性格のほかに職域年金としての性格も持っているといふことによるものでございまして、

私学共済の職域年金相当部分についてでございますが、これも教育基本法の六条の趣旨で、同じ教員といふものはその処遇の適正化を図らなくてはならないといふことから、国家公務員等の共済年金に準ずるといふ方法を今回もとりさせていただきたいといふふうに思つておるわけでございまして、それで、この職域年金部分につきましても、民間企業におきましてもいわゆる企業年金といふものがやはり相当普及しているといふこ

とがございまして、それから、この職域年金の制度を維持するための掛金につきましても、当然使用者とそれから組合員が払っていただくというふうなことの費用負担等の限度といえますものも考えまして、そういうことから、一応厚生年金相当部分に二割を足したものとすることでございまして、だいたいというところでございまして、これは民間におきまします企業年金の普及状況等から見まして、新たな官民格差というふうなものまでは至らないのではないか、これは国民にも御理解いただけるのではないかと、このように私どもは考えておる次第でございまして。

○滝沢委員 つけ加えまして、この職域年金の部分、いわゆる上乗せ分につきましては、これは公務員の共済とは異なるわけでありまして、自由設計の方式というものを導入してはいかかものか。これをきちんと一本化した線を引かなくともいいのではないかと、このように思いますが、これはいかがなものでしょうか。

○五十嵐政府委員 今度の職域年金部分につきましては、二〇％上乗せするのではなくて、もう少し各共済組合の事情によって考えたらどうかというふうな御指摘であるというふうに理解するわけでございますが、第一点は、私どもの私学共済制度は、先ほどから申し上げておりますように、国立学校の教職員との均衡を図っていくということが一つの大きなねらいでございまして、やはり職域年金につきましてもそういうことが必要ではなからうかというところでございまして。

それから、その次が、私学共済に加入してあります学校法人その他学校の設置者でございまして、これは幼稚園を設置してありますものから大学まで種々の規模の学校がございまして、そのものにつきましても一応最低限的な保障といえますものをやっていますけれども、それにつきましても、やはり国家公務員に準じてやっていくということが必要ではなからうかというところでございまして、そういう加入組合員あるいはそれを支えております学校法人の実態がやはりいろいろ違

ということから申しますと、現在の段階におきましてそういう自由設計をするというところはなかなか困難ではなからうかと思っております。ただ、各法人自体がいわゆる企業年金のものをあつくりになるといえますものにつきましても、私学共済の場合は学校法人でございまして、そういうことは可能でございまして。

○滝沢委員 各事業主体が力関係違わうゆえに、私は自由設計の方式をとつたらどうか、こう言っているわけだけれども、やや考えが違わうやうであつたが、これはあなたの考えというふうに承ておくことにいたします。

ところで、この案を見ますと、禁錮刑あるいは懲戒免職というふうなことになる方々の支給停止ということがございまして、これは言い方によりましては、国庫が持つ分についてはともかくも、個人が負担した分についてそこまでしなくてもいいのではないかと、このように意見も聞きました。これらについてはいかがでしょうか。

○松永国務大臣 現行法にも今先生御指摘の制度があるわけではございません。先ほどから申し上げておりますように、私学共済というのは、国家公務員共済、地方公務員共済に準じて、これと同じような仕組みをとつておるわけではございまして、その基本はどこにあるかという教育基本法から出てきておるわけでありまして、私立学校といえどもそれは公のものである、そしてそこに従事する者は職務の遂行に専念しなければならぬ、こういう教育基本法の規定に基づいて、そして私学共済という制度はつくられておる。そして、その身分その他につきましても国立の学校の教職員に準ずる、こういうことでございまして、そこで、禁錮以上の刑に処せられた場合の減額措置等がとられるというところになっておるわけではございまして、しかも、それは全部についてするのではなくして職域年金部分に限るわけでありまして、これは国家公務員共済、地方公務員共済と同じような規定にすることは御了解願えるのではなからうかと思つておるわけでありまして、それが適正妥当で

あると考えておるわけではございません。

○滝沢委員 その停止が遺族にまで及ぶというところはちょっと酷ではないかというのであります。これはいかがですか。

○五十嵐政府委員 組合員につきましても、これは、今大臣からお答え申し上げたものでございまして、確かに、遺族の給付につきましてもは教員の職務の特殊性が直接及ぶということではないわけではございませんが、これは支給事由となります組合員であつた教員の職務の特殊性が反映されたものであるというふうな私どもは理解しております。これも従来からこういう趣旨の制度をとつてきているわけではございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○滝沢委員 いわゆる職域年金、これの加入の期間というものを二十五年未満については二分の一支給というところに制度は考へておるようでありまして、この理由、その根拠は何でございましょうか。考え方によりましてはこのような二十五年云云というふうな段階を設けなくともよろしいのではないかと、このように思想もあつたが、いかがですか。

○五十嵐政府委員 お答え申し上げます。基本的には何で二十五年というのをつくったかというところでは、国家公務員あるいは地方公務員につきましても、組合員でやつておる次第でございまして、これは、組合員で年金の資格が出ます期間というのは、従来は組合員期間が二十年でございまして、これを今年度二十五といたした、そういうことで、職域年金自体は、長年御勤務をいただいて年金の受給資格が出てくる、そういう方にお出ししようという区切りをいたしまして、それ以下の方につきましてもその半分というところでございまして、これは、現行制度におきましては組合員期間が二十年というところが年金の区切りでございまして、二十年未満に支給されます退職年金よりも二十年以上の者の方が手厚い扱いをしていて、

うようなことと同じことでございまして。

それで、退職共済年金の支給要件が二十五年とつたことでございまして、これにつきましても、ある程度の年齢以上の方にございましては若干経過措置を設けておるというところでございまして。

○滝沢委員 次に進みますけれども、実は、私学の教職員と国立学校の教職員、これらの間の給与の実態はいろいろなところがあるか、簡単な資料がありましたらちょっとおしやつていただきたい。

○國分政府委員 私立学校の教職員と国立学校の教職員の給与実態の問題でございまして、両者におきましては、給与体系あるいは年齢構成等々、給与水準を決定いたします要素が異なるので、一律にその給与水準を比較するのは難しいわけではございまして、文部省が行つておる学校教員統計調査報告によりまして、昭和五十八年度の実態でございまして、九月分の給料、諸手当、調整額を含めない給料について見ますと、大学の教員につきましても私立が国立を一％上回つておる、それから短大、高専につきましても国立の方が私立を若干上回つておる、それから高等学校以下につきましては、私立と国立を比較いたしますと、幼稚園を除きまして私立の方が若干高くなつておるという実情にございまして。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

○滝沢委員 いろいろとおしやつていただいたように格差がございまして。しかし、大学であるとか、高校、中学、幼稚園であるとかを問わず、私学の教職員の給与実態といふものは、その根拠の一部には国の私学助成金というものが算定されておると思うのであります。実は、今、御存じのように来年の予算をめぐりましていろいろと作業が開始されておるわけであります。文部省が概算要求として、これは今年度に対してどのようなプラスであるか、特にこうした制度の変革のときでありますので、承らせていただきたいと思ひます。

九

ありません。また、今回の法改正を契機といたしまして何か不公平なことが生ずることはないと思

います。

○滝沢委員 そうであつたら大変結構であります。

ところで、都道府県等からの助成をちょうだい

されておると思いますが、これについての御意見、御要望等がありましたら、ひとつ遠慮なくおっしゃってちょうだいしたいと思います。

○保坂参考人 私学共済に對します都道府県の補助金は、私学振興上重要な役割を果たしてあります。当該補助金がいまは組合員の掛金を低減することになります。そして、私学共済組合にとつても業務運営上大きな柱となつておるのでございます。しかしながら、昨今、県の財政事情等によりまして一部の学種に對しまして、所管の相違等から補助の削減が行われてゐる現状でございまして、従来から行われておりますように、全学種に對して補助されることを強く希望し、要望しております。

○滝沢委員 これは自治省の方がいいのかもしれないけれども、今おっしゃっていただきまして、都道府県等の財政運用厳しい折から、いろいろと御苦労されてゐるわけですが、これらのことについて、いわば横の連絡とか調整と

いいますか、すべての都道府県に同じような数字が受け入れられるように、ないしは国家財政、いわゆる大蔵省との関係において都道府県が私学に對する責任を十分果たし得るようなという、指導といひますか、協調、調整といひますか、そういうことはなされてゐるかどうか、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 都道府県から私学共済にいた

だきます補助につきましては、組合員あるいは学校法人に直接反映するものでございまして、私どもは非常に大事なものであるということでございまして、これをちょうだいしておりますのが千分の八ということでございまして、そのちょうだいした千分の八につきましては、それを折半いた

しまして、千分の四は学校法人に、それから残りの千分の四は組合員にというふうな還元をするということでございます。これにつきましては、先生御指摘のように、最近都道府県の財政状況が非常に厳しいものでございまして、特に大学、短大等についていただいてないというふうなことがございまして、こういうことにつきましては、私学の担当の都道府県の課長さんの会議がございまして、私もそういうところにもお願いをするということでございます。

それから、地方交付税によりまして財源措置でございまして、これは高等学校以下でございまして、これにつきましては自治省にお願いをしてい

るところでございます。

○滝沢委員 さて、理事長さん、再度恐縮であります。今回のこの改正というものを組合という立場にとつてはどう受けとめておいでなのか。まことに結構ということにお答えいただく以外にはないのかと思ひまして御同席申し上げてゐるわけでありまして、ところで、この制度の移行、移管は順調になし得るものであるのかどうか、そこに御苦労とトラブルはないものかどうか、ひとつおっしゃってちょうだいしたいと思ひます。

○保坂参考人 今回の法改正、制度改正の趣旨につきましては、先ほど大臣から御答弁があつたところでございます。私学共済は他制度に比べまして比較的財政状態が安定してゐるわけでございますけれども、今後における年金受給者の増大や、また国立共済との整合性を考えますと、やはり今回の改正は必要かつやむを得ないものと考えております。

なお、後段の御質問でございますが、今回の改正は根本的な大改正でございますので、事務的には厳しい状況が予想されます。しかし、できる限り円滑な移行ができればと、私学共済全力を挙げて準備いたしております。

○滝沢委員 どうぞひとつ頑張つてちょうだいしたいと思ひます。

ところで、大臣なら一番いいのでありましてけれども、私立学校、いわゆる私学を新しく設置をする、あるいはまた既存の大学がある町に学部を増設しようという場合には、許認可の制限といひますか、そういう中におきまして、例えば四年制で一年生五百人ずつ募集すると、四年後には四、五の二千人になる。しかし最初の年は五百人しか入つてこないわけですね。これなのに、四年間だけの建物も建ててしまふ、敷地ももちろん確保しろ、教授陣もそんなに要らないだけれども四年分ちやんとするといふような指導で、大変困つてゐるというのでありますけれども、教育をもしも文部省が奨励して向上せしめようという原

点に立つていらつしやるならば、これら私学に對してもっと信頼の上に立つて、四年後にはこのようにいたします、三年後はこうです、来年はこうしますといふことになつたならば、認可され、協力をされた方がいいと思ひますけれども、いかがなものでしょうか。

○國分政府委員 私立大学の設置認可についての御尋ねでございますが、御案内のとおり現在二年審査方式といふものを採用してございまして、一年目におきましてはいわば計画、プランで審査し、その内容が私立大学審議会及び大学設置審議会において結構であるという判断をされましたから、具体的な例えは校舎建築であるとかということに取りかかると、こういう仕組みになつておるわけでございます。これは、審査を慎重に行うということと同時に、申請者にリスクをできるだけかけないといふ趣旨から採用されてゐるわけでございます。ただいまお尋ねの四年分を一挙にという問題でございますが、校地は必要でございますけれども、校舎建築あるいは教員の採用につきましては、ただいま具体的な数字は持っておりませんが、年次計画によつて、例えば校舎であれば一年目に三〇％つくつてもらう、それから二年目、三年目にかけただけで完成してもらふというよう

な形で設置認可を行つてゐるという実情にございまして、年度当初にすべて用意しなければならな

いという仕組みになつておりません。

○滝沢委員 それじゃ、いわゆる年度別の計画でいいですね。それと用地とおっしゃいました。用地だつてそうじゃありませんか。設置者が責任を持つて三年後にはこれを買収する計画でござい

すということになつたら、それでいいじゃありませんか。今、日本の教育は大変なんです。既にあ

る教育がぐらつてゐるときに、新しい教育の場がでけるといふならば、これに對してやはり協力と理解を持つて新しい分野を開いていただくように期待するのが望ましいと思ひますけれども、そのような意味で、とにかく大学にしても高校、中学にしても、全く新しい発想のもとに、例えば今まではほとんど世にはなかつた学部、新学部、新しい分野のものを開いたりしていらつしやるわけだから、これに對して国が支配の云々は別として、これを援助していこうとするならば、積極的な姿勢を期待したい、こう私は思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○松永國務大臣 具体的には先ほど私学部長が御答弁申し上げたところであります。土地等の場合にも、責任を持つておっしゃつたわけでありまして、責任の担保がなければ、認可した後に實際は取得できなかったという結果が起つた場合に、その学校の適切な教育の水準の確保ができないといふおそれもありますので、その点にはあくまでも慎重に對処して、確実性の担保がなければ、土地の場合についてですが、難しいのではなからうかといふふうに思ひます。

いづれにせよ、私どもとしては、学校といふものはできさえすればいいということではないわけでありまして、やはり一定水準以上の教育水準が確保されるような措置をすることが、これが文部省の責務だろつと思ひますので、法令に基づきましてそういう水準が確保できるような条件の中で

学校等の設立の認可の手續もしなければならぬといふふうに考へておるわけでございます。

○滝沢委員 一番大事なのは、国民と政府、例えば今のよう場合は設置者と許認可をする立場と

そこで、この年金というものをしっかりした制度にしなればいかぬというわけで、今回、一連の経過を経て、国民年金、厚生年金、共済年金、

要であるということが一つ。もう一つは、世代間の公平ということを今のうちから考えてその措置をしていかなければならぬということが一つ。そ

ちも安心してこの制度のもとで仕事ができ得るような状態にするという必要性から、ある程度のこ

はあるピークまでいって、しかしそのピークはほかの年金の成熟度のピークよりもやはり低いとい

うことになるのじゃありませんか。

○五十嵐政府委員 これは現在の条件が変わらないものとすればということで成熱度をつくってございまして、私学共済の場合につきましては、例えば幼稚園の保育さんがいらっしやいまして、そういう方は比較的短い期間お勤めになりましておやめになる、そういう条件が維持するものとすればということとございまして、ほかのものに比べまして三十数%で推移するのではないかと。ただ、これが婦人の方の就業の仕方が変わってまいりまして共稼ぎでやるといふものがふえまして、それはまた条件が変わってまいるといふような状況であると思ひます。

○江田委員 成熱度の点で今私学共済の特徴を検討してみたいわけですが、もう一つ、年金財政のこれからの推移、これはそう厳密な計算というのはいらないのでしようが、現行制度のもとで私学共済の財政の見通しというのはいくつというふうになりますか、いつごろまでは黒字だが、いつごろから赤字になりというふうなことでございまして。

○五十嵐政府委員 お答え申し上げます。

私も、これは長期経理の収支状況ということとで申し上げていってございまして、昭和五十九年度の収支でございまして、収入が千六百七十一億円、支出が四百四十一億円、収支差が千二百三十億円というプラスになってございまして。これは先ほど申しました成熱度が低いということの収支面の反映であるということとございまして。

それで、収支見通しでございまして、現行の制度を維持した場合にどういふ形になるかということとでございまして、単年度収支は八十一年度に初めてマイナスになる、これは二十一年度ということとでございまして。それから、現在保有資産が約九千百億ございまして、それを食いつぶすようになりますが、これは九十年度、三十年後ということになります。これはやはりほかの組合に比べますとまだかなり余裕があるということとでございまして。

○江田委員 ほかの制度はどういう数字になりますか。

○五十嵐政府委員 これは一応各責任のあるところからお答えいただくのがよろしいと思ひますが、便宜私の方でお答えさせていただきます。先ほど申します単年度収支が赤字になりますのが、国家公務員の共済の場合には昭和六十八年度、それから積立金を食いつぶして、要するに全部積立金がなくなりますが昭和七十七年度というふうなことでございまして、ちょっと繰り返させていただきますと、私学共済におきましては、単年度収支が赤字になるのが八十一年度、積立金の食いつぶしが昭和九十年ということと、十数年のギャップがあるということとでございまして。

○江田委員 その現行制度のもとでの財政見通し、これは制度が変わった場合でも、私学共済の場合の財政見通しというのはいくつというふうな優劣であるということと変わらなないと思ひます。それから、今の成熱度の問題を見ても、私学共済が大変に優良年金であるということが言えるかと思うのですが、なぜこういふふうに私学共済というのはいくつというふうな財政的に楽な状況になっておるのかですが、これはどういふふうに把握をされていまして。

○五十嵐政府委員 その一番大きなことは、私学共済の歴史が新しいことと、それから私学共済の組合員の増加が急速であつたということが一番大きなことでございまして、先生御案内のとおり、私学共済組合は昭和二十九年度に発足いたしました、当時の組合員は五万人程度でございまして、それが現在では、これは長期組合員でございまして三十四万人を超えているということとでございまして、これは私立学校が急速に発展してまいつたことの反映であると思ひますが、それで年金財政を支える基盤が急速に大きくなった、その割に退職してフルの年金をお出しする人がまだ比較的少ないということと、それからもう一つは、先ほどから申し上げておりますように、比較的短期間でおやめになるというふうなことがございまして、フルの年金ではなくて年金の一部をお出しするよう形のものがあるというふうなことが

原因であるというふうに理解しております。

○江田委員 歴史が比較的浅い、急速にふえた、これは一つの要因でしよう。しかし、将来的に成熱度があるピークに達して今の女子の就業のあり方が将来とも変わらなければという前提がありまして、そのピークがなおその他の年金の場合よりも成熱度が低いところで推移をするということがあつたので、やはり単に歴史というだけでなくて、私学共済の持つ構造というものがあつたろうと思ひます。ここに手元にある「私学共済の概要」というパンフレットで見ますと、昭和五十八年度組合員が三十四万三千六百六十六人のうち幼稚園の組合員が八万四千七百二十四人、このうち女子が七万一千五百四十四人というのですね。扶養家族を見ますと、五十八年、合計で見ますと一人当たりの被扶養者数は〇・九三人、幼稚園の場合には〇・二七人というところで、したがって、幼稚園の先生方が非常に数が多くて、これが家庭に入るか、他の職場へ移るのか、それはわかりませんが、早くやめるといふことになっておる。そういう構造が私学共済の財政の裕福さを招いているのだとすると、この制度を統合して私学共済の給付の水準などを下げていくということになると、他の多くの制度のために幼稚園の先生方が犠牲になつていくというふうな見方ができるのではないかと気がちよつとしたしますけれども、これはどうお考えですか。

○五十嵐政府委員 幼稚園の先生の平均加入年数の推移を若干見てまいりますと、三十八年度のときに女の先生だけだと三・八年度でございまして、それが五十九年度でございまして五・五年度に上がつていまして、これが先々どういふふうに延びるかということについて、この推計は私もできておりませんが、まずそういう要素があるということとでございまして。それから、ほかの組合員の方でも、私どもの私学共済の加入年数というのはいかに比べますとまだ比較的那う長くはないというのが実態でございまして、やはりそれ自体が延びてくるということと、構造

自体もまた少しづつ変わつてくるだろう。それから、今度いきます場合に、基礎的な国民年金というのがあります、その上に報酬比例の年金が乗つてくるわけでございまして、そういうものにつきましても、再度就職したりなんかして、全体として二十数年をお持ちになる方もだんだんふえてくるのではないかと、そういうふうなこともあつておる。

○江田委員 一部の人が他の多くの人のために犠牲になるというふうな言い方を余り強く言いますと年金というものが成り立たなくなるわけですから、それを余り考えるわけにいかないと思ひますが、それにしても、私学共済の場合は、幼稚園、それから小中高、大学、短大、盲学校、聾学校、各種学校、専修学校と非常にタイプが違つたものが一緒になつてつくつていっているわけですが、こうした違ったタイプのグループごとの集まりの中での財政の収支というものはわからないのですか。

○五十嵐政府委員 先生のお話にございまして、年金制度といふものはもともといろいろな異なったグループの人が一緒になつてやつた方がより安定性が高まるということがあるわけとでございまして、例えば産業自体でも一つの産業が栄えて他の産業が衰退する、ただその中で全体でやればみんな支え合ふことができるというふうなことでございまして。

私学共済の例で見ても、例えば子供の数の推移というものが出てまいりますと、幼稚園の子供の数が減るというふうなことが今出てまいつておりますし、これが将来例えば高校、大学にも及んでまいるといふようなことがございまして、私学共済としての全体のそういうグループの中で収支計算をすることが一番望ましいのではないかと。もし個別にやりますと、そういう栄枯盛衰の状況というものは、幸い今まではかなり子供の数が伸びてきた、進学率のアップが非常に高いというふうなことで、基礎が安定しているわけとでございまして、その安定した理由はその中

いろいろなタイプのものが入っているということにもあるのではないかと、いろいろに推察されますので、個別のものまで推察をしておりませんし、またそのような資料を持ち合わせておりません。

○江田委員 お話わからぬわけではないのです。しかし、どっぷり勘定でどこがどうなっているやらさっぱりわからぬ、しかし、お互い助け合っているのですからいいでしょうということとは、本当の助け合いになっていくのかどうか。やはりそれぞれに特殊性をはつきりさせながら、幼稚園はこういうふうな財政になっておる、大学の方はこうなっておる、その間にこういってお互いの助け合いがあるという、それを全部一緒にしてしまおうのが本当にいいのかどうか。そんなような考え方でしたら、例えば今問題になっておる国鉄の共済がパ

ンクをする、これはオールジャパンだか何だか知りませんが、私学共済も国鉄共済の救済のために大きな犠牲をもう既に覚悟しているということになってしまふわけですか。

○五十嵐政府委員 私が申し上げているのはそういう意味ではございませんが、私学共済共済としてみんなグループの中で助け合ってきたということは大事にしてまいらなければいけないということでございます。

○江田委員 それじゃ国鉄の方はどうなる。これは関連づけて聞きましたけれども、国鉄共済の救済のために私学共済は犠牲を払うということをもう覚悟されておるのですか。

○松永國務大臣 私学共済の中の幼稚園グループ、大学グループというふうなグループの分け方はないわけでございますが、これは先生既によく御承知のとおりでございますが、要するに、私学関係が全体として助け合っている、そしてそれによって私立学校にお勤めいただいている教職員の福利が増進される、それが私学の振興になるというところで私学共済というものがあつたわけでございます。

問題の国鉄との関係でございますが、これは去る十一月十九日の連合審査会で政府全体を代表し

て藤波官房長官から、国鉄共済の救済策については誠心誠意検討し、本家が衆議院を通過するまでに検討結果を報告させていただきたいという答弁がなされておるわけでございます。この答弁の趣旨に沿って対処されるものと考えておるところでございます。

○江田委員 では、私学共済としては国鉄の救済までを今覚悟しておるという状態にあるわけではないというふうに向つていいのですか。

○松永國務大臣 この問題につきましては政府全体として対応策が検討されてそれが示されるわけでありまして、私どももその趣旨に基づいて対処していかなければならぬわけでありまして、私学共済を所管する文部大臣として、政府全体の検討のこととはさておいて、現在ただいまどういふ心境かというふうに向つておられますと、私学関係者の心情としては、国鉄共済に関する従来の経緯から、国鉄共済に對し、国あるいは国鉄自身がどのように対処していくのかという問題があることは事実であります。また、片や年金制度については、高齢化社会を迎えて国民全体で全公的年金制度で対処していく必要があるというところもまた事実なのであります。そういったことを考えながら、私学共済年金を所管する私の立場としては、双方十分に検討し、私学共済の制度の趣旨等にかんがみまして、慎重に対処をして、誤りのないようになさなければならぬと考えておるところでございます。

○江田委員 ひとつ、慎重に対処して誤りのないようにお願ひをしたいと思います。

積立金の運用方法、これをちょっと伺いたいのですが、他の年金の積立金の運用よりも私学共済の積立金の運用というものは利回りが非常によろしいということをお伺ひしているのですが、これは私学共済の理事長さんの方がよろしいのでしょうか。

○五十嵐政府委員 私学共済のものにつきましても、ちょっとお答えをさせていただきますかと思ひます。私学共済の全体の資産の運用の利回りがどのく

らいかというふうなことをまずお答えさせていただきますと、これにつきましては五十八年が七・四九%、それから五十九年が七・三六%というふうなものでございます。それで、各共済組合の資産別構成割合というものがございまして、それをちょっと申し上げさせていただきますと、いわゆる預貯金等、この中では例えば信託とか投資有価証券とか、日本私学振興財団への貸し付けとか、そういうものが入つておまして、その比率が五十九年度末で七九・一%、それからその次が不動産の購入等その他でございますが、これが四・〇%、それから住宅貸し付けとか組合員への貸し付け等のものでございまして、これが一六・九%というふうなことでございまして、その全体の資産は先ほど申しましたように九千九百六億強というふうなことでございまして。

○江田委員 私が聞きたいのは、もう数字はいいですから、他の年金の積立金の運用と比べて私学共済の場合には利回りが割によろしい、それは組合員に対する例えば住宅ローンであるとか進学の貸し付けであるとか、そういうふうな貸し付けが少ないことによるといふような理解はそれでよろしいのですか、そうじゃないのですか。

○五十嵐政府委員 現在の資産の運用の構成割合から言いますと、今先生の御指摘のございました住宅貸し付け等の比率が低いということは事実でございます。ちなみに、他共済で公立学校共済の利回りが今わかりましたので御報告させていただきますと、公立学校共済の場合には六・六九%、それから国家公務員共済の場合には六・八六%というふうにお伺ひしております。

○江田委員 今のパーセントというのは利回りですね。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕
○五十嵐政府委員 今申し上げました六・六九%、それから六・八六%は全体の利回りでございます。

○江田委員 私が先ほどからちょっとしつこくこ

だわつてゐるのは、やはり私学共済の特殊性、つまり幼稚園の女の先生方が非常に多くて、それが早くやめて、その皆さんの存在というこの私学共済の構造が私学共済の財政を非常に優秀なものにしておるし、あるいはまた、そういう皆さんというものがあつて積立金の運用も余り組合員の方に使われず有利な運用の方にどんどんいっているというところを全体として眺めれば、やはりもうちょっと幼稚園の先生方というところに利益が還元されるような方法を私学共済というものは考えるべきじゃないのか。ですから、それは住宅ローンということになる、どうしても亭主のローンの方に先に行つて、女性の方のローンはなかなか使われないということもあるでしょうが、ほかにもうちょっと何かいい方法、知恵を働かせていく方が、この年金財政が健全だと言つて喜んでいくだけでは、ある意味では怠慢だということになつてしまふんじゃないかという気持ちがあるものだから伺つてゐるわけですが。

○五十嵐政府委員 今の一般貸し付け、そのほか結婚貸し付け、一般貸し付けといふものは一般のいろいろな用途でお貸しするもの、結婚貸し付けは結婚なさるときのお貸し付け、それから住宅貸し付け等の組合員に対する貸し付けは、ほかの共済組合と同じように努力はしてございまして。それで、その条件とかお貸しするときの厳しとかいふものは、私どもはほかの共済組合とは同じように十分緩やかにやつてゐるというふうな理解しております。

ただ、恐らく組合員貸し付けの中で一番高いのは住宅貸し付けであるというふうなことがございまして、住宅貸し付けになさる場合にはある程度のお年の方が多いいのではないかと、この度、先生の御指摘がありました、私どものそういう貸付事業の規模が小さいから何か私学共済自体がほかの利子の高い方に一生懸命回すためにそうやつてゐるのではないかと、あるいはまた御指摘でございますが、そういうことはないと私も思つております。これは後ほど実態をお聞きいただきたいと思います。

も結構だと思いますが、そういうことだと思えます。

それから、もう一つ、何かサービスのことがいろいろできないかということですが、例えば東京では湯島にガーデンパレスというのがございまして、あそこは宿泊施設と結婚のあれはなかなか立派なものでございまして、ああい方サービスもかなりさせておまして、例えば宮城会館につきましては六十年度に設計をしようとか、広島会館につきましては六十一年度オープンとか、今の時勢に合った若い女性にも気に入られるようなこともいろいろ努力をしてみたいというふうに思っております。

○江田委員 ひとつ大いに知恵を働かせていただきたいと思います。

私も新大阪の駅の近所の私学共済の会館に泊まらせていただいたことがありますが、ああい普通通のものと、また一風違う若い女性が気楽に泊まれるような知恵を絞るとか、いろいろあると思うので、よろしくお願いをしたいと思います。

ところで、年金というもののついて、やはりこれからの時代、国民みんなが年金というものに対して確信を持てていくといいますが、年金の細かな、どうやったら得するとかいうような知識を広く普及させるということも重要でしょうが、そうしたことの根底に、年金というものの対する世代間の連帯とか、この制度があつて人間の世の中がこれからずっと成り立っていくんだということに対する信頼とか確信とか国民的合意とかいうか、こうしたものをつくっていくかなければいけないと思うのです。現在、さあ二十歳になったら一体何ができるだろうか——私、去年の十二月十二日、国民年金の連合審査のときに伺ったわけですが、二十歳になったら例えばたばこが吸えます、酒が飲めます、選挙権ができます、結婚していいのはとか、運転免許はとか、いろいろあるけれども、二十歳になったら年金に入れますというところがすくびんとくる国民というのは非常に少ないだろうと思うのです。そういうことではない

けないと思うのですが、どういふふうにして国民的合意、国民的確信をつくり出そうというようにお考えなのか、これは厚生省だと思いますが、お答えください。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、我が国は昭和三十六年以來国民皆年金ということになっておりまして、二十になられまして六十歳までの期間いづれかの形で公的年金に加入していただくということになっております。社会保険庁といたしましては、二十になられた成人という機会に年金への関心を持っていただくためのPRをできる限りやらせていただいているわけでございまして、二十になられたときに「国民年金からあなたへ」というようなパンフレットをつくりましてPRに努めていただいております。成人のお祝いをされます機会にこれらの方に年金への関心を持っていただくようなお知らせやPRをさせていただいております。

○江田委員 二十歳の国民のうち、年金加入者はどのくらいの割合になっているのですか。

○長尾政府委員 二十歳の年齢でございまして学生さんがおられると思うのでございまして、学生さんにつきましては国民年金に任意加入というふうになつておりまして、私どもの推計では、学生さんのうち任意加入されておられる方というのは余り多くないのではないかと、大体二万人ぐらいではないかというふうな推計をいたしております。

国民年金の被保険者になられまして二十のころでございましてけれども、私どもの推計では大体九万人ぐらゐというふうに入っております。このほか厚生年金に被用者として入っておられる方、各共済組合に入っておられる方という方がおられると思うのでございまして、ほかの被用者年金における年齢で二十というところは、ちょっと数字の持ち合わせがございませんので、お答えをさせていただけないと思ひます。

○江田委員 それは二十もないし、二十一歳もないし、二十二歳もないですね。

いし、二十二歳もないしですね。

○長尾政府委員 五歳刻みぐらゐでございまして、厚生年金の場合には数字がとれるかと思ひますが、一歳刻みの方でございまして、ちょっと難しいかと思ひます。

○江田委員 もうここでもいろいろやりとりしていても時間がかかるばかりなんです、きのういろいろ伺ひまして、しかし、一体どの程度の例えば学生の場合任意加入できる人間がおつて、そのうちどのくらい入つていくかという数字をなかなかおつかみになっていらない。つかもうと思へばつかめないことはないんじゃないかと思うのですが、何か二十になつたら年金についてのPRはされていると言ふものの、そのPRの効果が一休どういふふうになつていくかというサーベイも全然やらないというふうなことが役所流のやり方というふうな感じがするのですが、きちんととつと把握をしようと思ひます。

今二十歳で大学生で国民年金に加入しておれば、そのすぐ後に例え事故に遭つて障害を負うことになつたら障害年金がもらえる。しかしそうでなければもらえない。この障害年金をもらつていられる人、それから入つておれば本来もらえたのにもらえていない人なんという数字も全然わからないうといふようなことなので、そんなことでは甚だ心もとないと思うので、ひとつ厚生省、大いに努力をしていただきたいと思うのですが、文部省の方ではこの年金教育というものをどういふふうにお考えですか。

○高石政府委員 学校教育では、小中高の段階でそれぞれ国民生活の向上だとか福祉、社会保障制度を教えているわけでございます。したがつて、教科書では、中学校の教科書あたりを見ますとかなり具体的に書いておまして、例えば国民年金や厚生年金などの社会保険制度がある。この制度では加入者のかけ金に政府の財政支出などを加えて、年金を給付することになつてゐる。社会のために長年働いた人たちに安定

した老後をすごしてもらふには年金の給付額ができるだけ高いことがのぞましい。しかし、労働力人口に対する高齢者の割合は、しだいに大きくなる。そのため、年金の給付額は年々増大する。そうなる、働き手の人々は、それだけたくさんの負担をおわなければならないことになる。こうした問題は、これからの日本の社会が当面する大きな問題であり、国民一人一人が考えていかなければならない。こういうように、かなり全体的な社会保障制度について教科書でも教えるようになっていくわけでございます。

○江田委員 昨年のやはり連合審査のときにそのことを伺ひまして、そのときには「若干の簡単な仕組みの解説を加えるというふうな取り上げ方」ですというので、「まだ十分ではないと思ひますが」「今後私どもも年金の指導といひますか充実をしていきたいと思いますし、将来、教育課程の基準の改定の際などには十分配慮をまいりたい」といふふうな答えております。そういうお答えですが、この一年間でどうすると教科書の記述が年金について変わったわけですか。今のお答えの記述というのは、ずっとこの間変わつてないのですか。どちらですか。

○高石政府委員 教科書は大体三年に一回検定をいたしますので、それぞれの会社が時代の趨勢を見て詳しく書くべきものは詳しく書いていく、こういう作業をやるわけでございます。したがつて、こうした年金問題が大きな社会問題になればその面の記述がふえていくことになるわけでございます。

○江田委員 その教育課程審議会が始まつていくわけですが、ここではこの年金の問題は扱われることになりませんか。

○高石政府委員 この九月に教育課程全体を見直すというところで教育課程審議会が発足したわけでございます。したがつて、この審議会は大体三年ぐらゐかけて書く内容を検討していくわけでございます。具体的には教科書にどう記述す

つていますか。

しては、厚生年金の奥様方と同様に国民年金手帳

あるということは事実でございますが、各種資

り返して、自分は違ったのです、これだけたくさ

んありましたんという事は言えないという、そういうクリーンハンドといいますが、制度をつくってはどうか。人身損害賠償の損害額の算定については、税の申告をしている場合には、その申告が虚偽であつても多いという事は本人は言えないんだという法律でもつくつたらどうかと腹立ち紛れにひとつ法務省に伺つてみたいのですが、いかがですか。

○山崎説明員 お答え申し上げます。

現実の裁判におきまして、申告しました所得よりも収入があるんだという主張・立証がされるのが往々にしてあるわけでございます。このような主張・立証は確かにフェアではございません。また、裁判所といたしましては、その立証のために非常に時間を食ふことになりまして、最後に認定をしなければいけないわけでございますが、その認定も非常に困難になってくるという面がございます。このような主張・立証は正面から認められるべきものではないという事はまさに先生が御指摘のとおりでございます。

しかしながら、先生もよく御承知のとおり、民事訴訟法といふのは非常に技術的な法律でございます。そういうところから技術的な制約が伴うわけでございます。現在、民事訴訟法は証拠調べに關しましては自由心証主義という考え方をとっておりますが、先生御指摘のような考え方を入れますと一種の法廷証拠主義的な考え方を入れることになるわけでございます。そうなりますと、現行法の制度とうまく調和するかどうかという問題がございます。ただ、現在の制度におきましてもフェアでない証拠につきましては制限をしようという法理が判例上形成されつつございます。このような面からも考えなければいけない問題がございます。しかしながら、損害賠償事件の訴訟といふものは、この性質上は現実に被害者が幾らの収入があったか、将来にわたりその損害が幾らであるかという事を確定するものでございまして、そういう面からいいますと、やはり税の申告とは制度が違うわけでございます。その趣旨も違

うわけでございます。そういうことから、このような考え方を現在法制化するのはやや難しかりうと思つております。

○江田委員 やや難しいことはそうだろうと思ひますけれども、しかし、やはり税の申告ということは大要に大切な一人一人の国民の公的義務であるし、同時にそれは一つの権利なんだ、こういう申告をしておけばこういう利益があるんだということを一つつくっていくべきだという気はするのですね。

ところで、先日の連合審査で伺いましたときに、厚生大臣、国民年金の二階建て部分についていい案があれば検討するといふお答えをいただいたおつたわけですが、私もいい案がないだろうかといろいろ考えてみました。付加年金というものが今ありますね。この付加年金は四百円でしか、そして完全積立方式で公的扶助はあつて、しかしスライド制はなくてという事で制度化されているわけですが、これをもう少し拡充して二階建て部分というようにすることにできないだろうか。あるいは地域年金といふものか、自治体年金といふものか、地域ごとによりいろいろな知恵を絞つて国民年金の上乗せ部分をつくるというように、そういう地域、自治体ごとの努力を全体としてエンカレッジするといふことはできないだろうか。いろいろ考えてみたのですが、こういう付加年金とか地域年金とかの可能性ありやなしや。

さらに、そういうものが無理な場合であつても、例えば二階のない人に限つてアメリカにある制度を日本でも検討してみてもどうか。その制度といふのはIRAといふのだそうですが、インデビデュアル・リタイアメント・アカウント、個人退職年金勘定、年間二千ドルの枠で、何歳になるまでにおろしたためだけけれども、何歳以後の生活のために積み立てた預金を使つていくという場合に限つて無税とするという制度があるやうです。こうしたものを日本でも検討するといふことはあり得るのじゃないかと思ひますが、最初の二つが厚生省、最後が大蔵省、お答えください。

い。

○増岡國務大臣 国民年金に所得比例部分を導入するといふことは、今後の検討課題であることに間違いないと思つたわけでありますけれども、先ほどから言われておりますように、所得の把握が公平にできるかどうか。この問題はよく世の中にクロヨンという言葉が言われておりますけれども、その実態がよくわかりません。そういうこともだんだん是正されていく時期というものもあるかと思つたわけであります。

それから、もう一つは、難しい方ばかり言つて申しわけございませぬけれども、比較的所得の方々が多いといふことであります。したがつて、現行の保険料の上にならば上乗せをする、負担をしてもらうことが可能かどうかといふようなことから、これまで検討課題となつておるわけでございます。

今さしあたつての御提案でございますけれども、よくそのことも検討はしてみたいと思ひますが、ただいま承つた限りにおきましては、やはり課題がありそうな気がいたしております。

○小川説明員 お話のございましたアメリカのIRAにつきまして詳細には存じておりませんが、現在我が国では公的年金につきまして受給段階に至るまで各種の税制上の措置がございます。この公的年金と今御指摘のあつたような任意年金に対する課税のあり方の問題を含めまして、いずれも現在税制の抜本的改革につきまして税制調査会で御審議をいただいております。その中でなお年金税制については専門小委員会でもよく検討しようといふことになっております。その検討を待ちまして適切に対処してまいりたいと思つております。

○江田委員 終わります。

○阿部委員長 佐藤徳雄君。

○佐藤徳雄委員 私は、当面する共済年金改正の問題につきまして、幾つかの問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

なお、前もつて委員長にも御了解いただきました

のでありますが、先般行われました文教委員会で、我が党の田中委員、さらに中西委員、佐藤徳委員等が発言をされてお答えをいただいているわけでありまして、必ずしも満足した回答でないという私どもの理解でありますから、本人もいらつして質問をさせていただきます。お答えによつては関連して御了解いただきたいと思ひます。

厚生大臣、出たり入ったり、大変お忙しいところを恐縮であります。

まず最初に、私がお尋ねしたいのは、日本国民である限り、何人であらうとも、あるいはまたすべての行政機関でも、憲法を逸脱することができないことは御承知のとおりであります。

そこで、私は、この年金にかかりまして憲法第二十五条、御承知のとおり生存権、国の社会的使命の問題であります。これは一々読み上げなくても御承知のとおりでありますから、省略をいたしますが、公的年金制度は、憲法の条文で示されておりますとおり、健康で文化的な最低限度の生存権を保障するための基礎年金といふのは国民所得の公平な再配分でないならぬし、そしてまた、先ほどからお答えにありますが、老後保障のために国は社会保障の増進に努めなければならぬ。つまり、憲法第二十五条に基づいて公的年金制度は確立をしなければならぬし、実施をしなければならぬのではないかと考えるわけであります。厚生大臣の所見をお伺いいたします。

○増岡國務大臣 国民年金、厚生年金等は、国民が老齢または障害または死亡によつて生活の安定が損なわれることを共同連帯によつて防止をしようといふ趣旨でございます。したがつて、その中身につきましても、例えば基礎年金におきましても老後の生活の基本的な部分をカバーするに足る額という考え方で五万円といたしておるわけでございまして、これはその費用も国費と一般加入者との負担になつておりますので、負担と給付という両面から考えて妥当な数字だろうというふう

に考へております。

○佐藤(徳)委員 現在の状況が国の財政の問題あるいは高齢化社会の急速な進展等によつていろいろ難問を抱えているわけでありますが、今お答えはいただいたわけでありませうけれども、国民にとりまして最も望ましい公的年金のあり方というのはどういふ方だと厚生大臣お考えですか。ちよつと聞きにくい点もありますので、元氣を出して大きな声でひとつお願いをいたします。

○増岡(徳)大臣 まず、制度間に公平性が保たれていなければならぬと思ひます。それと、なおかつ各種の年金制度の基盤の安定をしておろすということが必要ではないかと思ひます。この基盤の安定に關しましては、やはり給付と負担の両面というところを考へていかなければならぬ。そういうことによつて基盤を安定し、制度間の公平を圖つていくということが、公的年金を通じての理念ではなからうかというふうに思ひます。

○佐藤(徳)委員 それでは、具体的にお尋ねをいたします。

昭和六十一年の四月八日に国家公務員等共済組合審議会会長船後正道名で竹下大蔵大臣あてに、また同日に地方公務員共済組合審議会会長内山鉄男名で古屋自治大臣あてに、あるいはまた四月十日には社会保険制度審議会会長隅谷三喜男名で中曾根総理大臣と竹下大蔵大臣に、それぞれ答申、意見を出しているはずであります。その答申、意見の内容と改正案との關係につきましてあるいはそれに基づき見解をお尋ねしたいわけでありませう。

まず最初に、国家公務員等共済組合審議会が大蔵大臣に答申をしたその冒頭に公益委員及び使用者委員の意見が載せてあります。すなわち「公的年金制度は、長期間の拠出を裏付けに受給権を保障する制度であつて、そのあり方は加入者やその家族の将来の生活設計に大きな影響を与えるものである。従つて、給付と負担の両面にわたつて長期的に安定し、世代間及び同一世代内の公平性が確保され、国民に信頼される制度でなければならぬ。」と書いてあるわけでありませう。私は、この

意見はまさに憲法第二十五条の生存権を率直に取り入れた意見であると受けとめてゐるわけでありませうが、公的年金の根幹にかかわる問題でもありませうので、これらの今申し上げました意見に對しての大臣の見解を承ります。

○増岡(徳)大臣 国家公務員共済法のことでございませうので、私からお答えすることが適當かどうかと思ひますけれども、公的年金全体の考へ方として、ここに掲げてありますように、先ほどお話がありましたが「給付と負担の両面にわたつて長期的に安定し、世代間及び同一世代内の公平性が確保され、国民に信頼される制度」ということでございませうから、その給付と負担の両面にわたつて長期的に安定するということは、だれもが納得し社会通念に應じたものでなければならぬというふうに今感じておるところでございませう。

○佐藤(徳)委員 まさに前段の答弁の中でも、基盤の安定、それから制度間の公平、そういう問題についてお答えがありました。

さて、私は、今申し上げました中身とお答えをいただいたことが、今度の改正年金問題に對してこれに沿つた改正でなければいけないのではないかと、こんなふうにも考へてゐるわけでありませう。

さらに、文部大臣にお尋ねいたしますが、私学共済に限つても結構であります。今申し上げました答申、意見の中に、引き続き次のことが述べられてゐます。「今回のような大改正に當つては、改正の趣旨、内容等について組合員及び年金受給者の理解と納得を得ることが必要であり、そのために最大の努力を払ふべきである。」こう実は指摘してゐるわけでありませう。私学共済担当大臣でありますから、その立場から、本改正案というものは組合員及び年金受給者の理解と納得を得たと判断をされますか、どうですか。

○松永(徳)大臣 大綱におきましては理解が得られたものと思つております。特に私学共済組合の代表の人が、午前中に御議論がありましたように、四項目にわたつての特別の陳情等もあつたわけでありませうが、それにつきましても、それなり

のことが織り込まれて今回の御審議を願つておる案になつておりますので、大筋においては理解が得られたものと思つておるわけでありませう。

○佐藤(徳)委員 見解の相違もありませんが、理解が得られたかどうかについては、議論が進行していく中でそれが事実として明らかになつてくるであらう、こゝ私に思ふのです。

厚生大臣、大変お忙しいところ、ありがとうございませう。後は厚生大臣抜きでも審議させていたいただきますから、御退席されて結構でございませう。

それでは、次にお尋ねをいたします。

改正案本則第二十三条を説明してください。

○五十嵐(徳)政府委員 今回の改正におきましては、先生御指摘のように、本則の第二十三条の規定を改正いたしました。年金額の算定基礎となる平均標準給与月額につきましては、現行の原則、退職前一年間の平均から、組合員期間全期間の平均とすることとしたしております。

○佐藤(徳)委員 それでは、附則の第四条一項の説明を求めます。

○五十嵐(徳)政府委員 お答えを申し上げます。改正法の附則の第四条の規定でございませうが、これは今度の法律案の施行日は昭和六十一年四月一日を予定しておりますが、それ以後の組合員の期間と施行日前の組合員期間を有する者につきま

して、その施行日前の組合員期間に係ります平均標準給与月額を計算する場合の計算方法を定めたものでございませう。具体的には、施行日までの引続きいてる期間に係ります標準給与月額につきましましては、施行日前五カ年間に於ける標準給与の月額の平均額に国家公務員共済組合法が今度の政令で定めることとしております補正率を参酌いたしまして政令で定める比率を乗じた額とする等の措置を定めてゐるものでございませう。

○佐藤(徳)委員 引き続き、恐縮であります。同条第三項の説明をお願いいたします。

○五十嵐(徳)政府委員 同条第三項につきましましては、これは既に施行日前に一度退職してゐる者のその退職したまでに引き続きいてる期間に係る標準給与月額につきましましては、その退職前の一年間におきます標準給与の月額に国家公務員共済が政令で定めます五年換算率を参酌して政令で定める比率及び一項の政令で定める比率を乗じて得た額とするということにございませう。

それで、今、私が申し上げましたのは第二項でありまして、第三項は、そのほかに施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定に關し必要な事項は政令で定めるといふこととございませう。

○佐藤(徳)委員 午前中の伏見委員の質問の中で、大分やりとりがあつた、三分の一、三分の二の問題であります。理事長さん、立て続けにお尋ねして恐縮であります。以下の点についてお答えをいただきたいと思ひます。重複を避ける部分もあるかもしれませんが、次の質問の關係でお許しをいただいて、お答えをいただきたいと思ひます。

五年以下の者、その言へばおわかりだと思ひますけれども、人数は一体何人になるのか。それから、有利になると言われる三分の二の人数はどのくらいなのか。そして午前中お答えになりました不利になる者と見られる者の人数はどのくらいなのか、その数を明らかにしてください。

○保坂(徳)参考人 お尋ねの五年以下という者の人数でございませうが、これは十五万人でございませう。端数といひますか、それは丸めてあります。十五万人であります。

それから、有利、不利に關係ある者の数は十九万人、そして、その計算で有利になる者の数は十三万人でございませう。それから不利になる者の数は六万人でございませう。これも、いづれ補正率が正式に決まっております。独自の補正率計算をもつて私学共済で推定したものでございませうから、正規の補正率に關係ないものでございませう。その数が今の数でございませう。そして、先ほど不利になる者の比率、三分の一

が不利になるという概数を申し上げましたのは、これは有利、不利に関係ある者十九万人に対して六万人、これが約三分の一になるということでございます。先ほど五分の一ほどが不利になる者と申し上げましたそれは、組合員総数三十四万人に対して、したがって五カ年以下の十五万人の方には有利、不利に関係ございませんので、この数を加えた数に対して約五分の一、そう申し上げたのでございます。

○佐藤(徳)委員 それでは、先ほど厚生大臣に私が質問をしてお答えをいただいたことはお聞きになつておられると思いますが、まさに審議会が答申、意見を出しましたその中身を引用して読ませていただいたわけでありまして。さらに、大臣答弁もまさにそのとおりであるという理解の答弁があつたわけでありまして、有利な者があつて不利な者が出るということは、先ほどの年金担当大臣である厚生大臣の公平性の問題からいってどういふふうに理解すればよろしいのですか。公平だとお考えになっておりますか。

○保坂参考人 先ほど申し上げましたが、一部に正確な給与記録のない組合員がりましたことと、また、従来私学共済組合は、法規の上でも運営の上でも、重要なことは国家公務員共済に準ずるといふ立場がございまして。そして、国家公務員共済は諸手当に対する給与記録が全くないために、五年で補正率を掛けるという措置をとっております。また地共済も同様の措置をとっておりますし、私学共済と同様な立場にあります農林年金もそれをとっております。それで、五年平均で補正率を掛けるという方法をとらしていただいたわけでございます。そしてその形での、私どもの多くの試算にありまして有利、不利というのが出てまいりますことは、今回の法改正の趣旨に照らしてその点はいさし方ない、そう考えております。

○佐藤(徳)委員 私はそういうことを聞いているのじゃないです。先ほどの厚生大臣の答弁の公平性の問題について、三分の一と三分の二の有利な者と不利な者が明らかであるということをお午前

中の委員会の中でもあなたが答弁しているわけでしょう。不利になる者が三分の一ということとは事実なんでしょうから、そうだとすれば、厚生大臣の答弁の公平性という問題についてどうお考えか、公平なのか不公平なのか、端的に答えてください。

○保坂参考人 今回の法改正はすべて給付額の減額という点が出てくるわけでございますが、そういう点で、ただいまの附則による措置によつてその間有利になる、不利になるということとは、五年平均で計算した場合と比べてのことでございます。そして、そういう点での有利、不利というのが出てまいりますことは、今度の法改正のあれから考えて公平性を損なうというものではないというふう

○佐藤(徳)委員 それはあなたの答弁は矛盾してませんか。六万余の人たちが今度の改正によつて不利になるということが明らかだとおっしゃっているわけでしょう。不利になることがやむを得ないかどうかは別にいたしまして、公平の原則からいって不公平でしよう。端的に言つてください。大臣答弁と違ふのだから、あなたの答弁が公平性を保たなければいけないという先ほどのお答えなんですよ。公平性が損なわれているのじゃないですか。どうなんですか。

○保坂参考人 有利になる、不利になるという点は、その計算の上で差が出てくるということでございます。

○佐藤(徳)委員 そんなことを聞いているんじゃないのです。公平なのか不公平なのかを聞いているんだから。この審議の基本でしょう。

○保坂参考人 それは、それによつて計算していただきますところに出てくる差なものですから、それが本人の利害を害する公平、不公平という形ではとらえませんでしたけれども……。

○佐藤(徳)委員 恐縮ですけれども、昭和六十年二月一日付であなたの名前が松永文部大臣に、「共済年金制度改革の方向」に関する要望」というのを出しているのですよ、御承知でしょう。この

要望の第二項、大臣がこの前答弁されましたけれども、この要望に基づいて三分の一の問題が出てきたのではないですか。そうだとすれば、あなたは重大な責任を負わざるを得ませんよ。だから、公平なのか不公平なのかを聞いているのですから、端的に答えてください。

○保坂参考人 統一方式で行いましたものでしたら、そこに差は出てまいりますけれども、それが公平か不公平かということは問題が別というふう

○佐藤(徳)委員 現実に三分の二の者が有利になつて、三分の一の者が不利になるというお答えでしよう。不利になる者についてはそれはやむを得ないからそれでも公平なんだということですか。明らかに不公平じゃないですか。大体、法律というものは公平の原則に立つてすべての法律が成り立つようになつてあるわけでしょう。だから、あなたの名前が出されたこの要望書に基づいていけば、三分の一が不利になる者が出てくるのですよ。大臣答弁では、この要望書が出てまいりましたからそれを受け入れましたとこの前答えたじゃないですか。そうすると、私立学校共済組合理事長名で出したこの文書自体にもあなたの責任は重大な責任があるということを言わざるを得ませんし、さらにつけ加えてお尋ねいたしますが、まだ公平、不公平の問題は決着がついていませんからね。その問題を含めまして、それでは何を基準にして三分の二と三分の一がはじき出されたのですか。

○保坂参考人 私どもで考えました補正率を掛けてましてあの計算をした結果でございます。そこに差が出るということは事実でございますが、それはそれによつて行ったことでございますから、それが公平か不公平かということは考えませんでした。確かに差が出ます。

○佐藤(徳)委員 それは答えにならないでしよう。だから私は、先ほどわざわざ何回も立っていただいて、附則の第四項、同条三項の説明を求めたのはそれなんです。何を基準にしたので

すか。補正率の場合については政令で定めるときき説明があつたでしょう。政令が出ないうちになぜ一体こういうものが出てくるのですか。その基準を示さない。あとは公平性の問題です。この問題が解決できない限り審議できませんよ。政令が出ないうちに補正率が何で出てくるのですか。あなたたちが試算したその補正率の基準を示さない。

○保坂参考人 政令で補正率が出ません限りそれはわからないのでございます。それで先般の会で、その補正率が出ないからと申し上げましたが、それは私学共済の方で考えていた補正率でいいというお言葉でございましたので、私どもの方は、私学共済組合の加入期間で分類してその一人当たりの平均給与を算出し、それによつて各時点ごとの直近五カ年平均と全期間平均との比率から、これはもちろん正式な補正率ではございません、仮の補正率を算出してその計算をしたわけでございます。それで、三分の一、三分の二と申し上げましたが、あのような差が出るわけでございますが……

○佐藤(徳)委員 だから、仮の補正率を立てられてそれではじき出したからというお答えでしよう。しかし、私は仮の補正率そのものが問題だと言つておられるのです。そうじゃありませんか。政令が出ないうちに、前回の委員会の経過もありませんから、私もよく承知しておりますけれども、しかし仮の補正率を設定すること自体に問題がある。例えば、こういう委員会といういろいろなお答えがなされた。結果的に政令が出たと仮定します。もつと不利な者が出た場合についてどう責任をとるのですか。出ないという保証はありますか。いかがですか。

○保坂参考人 私どもの方は、補正率が出ませんのでそれは資料としては出せないということを申し上げましたが、それは私学共済の方で仮に考えた補正率でよろしいということでございます。それで、先ほど申し上げた私学共済なりに持つております資料から出した仮の補正率でさきの

数字を御報告申し上げたわけでございます。

○佐藤(徳)委員 それは重ねてお尋ねいたしますが、政令が定まって補正率が出て、三分の一でなくともっと大勢の人たちが不利な状況になったときにはどういう責任をおとりますか。あなたが仮の補正率と言うから、私も仮定の上に立ってお尋ねいたします。それは一人や二人の問題じゃないのですよ。私学共済全体にかかわる問題だから私はこの問題について立ち入っているわけでありませう。

○保坂参考人 私どもの方は、組合員には同一方式で行うのが公平であるという考えが基礎にありまして、あのような計算をしたわけでございます。

○佐藤(徳)委員 それは答えにならないのですよ、だって公平なのか不公平なのかの答えもまだいただけないのですから。子供だつてわかるじゃありませんか。三分の二の者が有利で三分の一の者が不利になるというデータを皆さんが出されておられるのですよ。御承知でしょう。三分の二程度の者が少なくとも有利になると推測されるという意味は、裏返して言えば三分の一の者が不利になるということなんだから、どうもその辺理解ができませんし、納得ができません。

なお、冒頭に申し上げましたように、前回質問いたしました同僚の我が党の田中委員がさらに補足して質問させていただきます。

○白川委員 長代理 関連質問を許します。田中克彦君。

○田中(克)委員 さきに質問いたしました関係から関連してお伺いをするわけですが、今理事長から公平であるか不公平であるかという点についてまだお答えをいただいております。三分の一、三分の二という振り分けになると仮定をいたしましたも、振り分けられることによって有利、不利が出ることは明らかに不公平であることはお認めになりますね。答えてください、簡単な質問です。

○保坂参考人 そのような計算方式でやりますれば

は給与に差が出るということは私学共済だけでは

ございませんで、他の共済も、国共済もすべて同じこととございませう。(田中(克)委員)私の質問に答えてくださいと(呼ぶ)それは同一の計算方式で行いましたので、そこに差ができてくるのは、全期間平均で行うのと差ができてくるのは同様にございませうが、この同様な事情は私学共済だけのことでございませんで、他の共済も同じ事情にあるかと思ひます。(田中(克)委員)不公平ですと(呼ぶ)不公平……(公平か不公平か、それが整理できないうちはだめだよ)と呼ぶ者あり。

○田中(克)委員 このことがはっきりできなければ質問続きますせんよ。簡単なことじゃないですか。

○白川委員 長代理 ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○白川委員 長代理 速記を起こして。

午後三時十六分休憩

午後四時一分開議

○阿部委員長 これより再開いたします。

保坂参考人 先ほどの答弁を申し上げます。

○保坂参考人 先ほどの答弁を申し上げます。基準のとり方で、記録のない人は五年方式として、その他の人は実績をとるという方法が一つございませう。またもう一つは、全員について五年方式をとるという方法がございませう。私は、この先に述べました方法でございませうと、同じ組合員間に適用する基準が異なるということになりますので、全員が共通の基準で計算できる後の方で申し上げました方法がよいと考えてこの方法を要望いたしました。この方法をとる限り組合員間の公平、不公平の問題は生じないと考えたのでございませう。

○田中(克)委員 今の理事長の答弁だと、どうしてもそれは納得できません。私が聞いてい

は、一昨日の質疑の中でも、きょうの午前中の質疑の中でも、また佐藤委員の質疑の中でも、私学共済は、この制度を採用した場合の前提に立って

試算をした結果、三分の二は有利になり、三分の一不利になる、こういう説明を繰り返してきたわけですね。そういう振り分けが出るということは公平を欠いてますねという質問を私がしているわけですね。ですから、そのことについて欠いているかないかを答えていただかないわけでは、今の御答弁でありますと公平を欠いていない、こう言われなければいけません、それでよろしいですか。

○保坂参考人 先ほど私が申し上げましたとおり、同一基準で行うということが公平、不公平は生じないものと考えておりました。

○田中(克)委員 委員長、先ほど席をあげておりましたお聞きになっておりませんけれども、同じことが繰り返されておるのです。このことがはっきりしませんが次の質問に入れないわけですね。そんな難しいことを聞いておられるわけではありませう。三分の一と三分の二の振り分けがされたいという制度上の選択が公平を欠いていないか聞いておられるわけですから、そのことを認めますかと聞いていただければいいわけですね。

○阿部委員長 保坂参考人に申し上げます。

答弁はひとつ明快にお願いします。

○保坂参考人 公平、不公平という問題に関する限り、私は、先ほど申し上げました第二の方法、同一基準で同一方法をとりということによって、すべての私学共済の組合員がその方法のもとに行われますので、公平、不公平は生じない、そう考えたのでございませう。

○佐藤(徳)委員 どうも同じ繰り返して、答えになつていないと私は思うのです。だから、休憩以前の問題に引き続いてお尋ねいたします。

わけでしょう。それは認めますか、認めません

か。やむを得ませんから繰り返します。

○保坂参考人 同一基準の方をとりました結果、さきに申し上げました一の方法と比べてそういう有利、不利の者ができたということは申し上げましたので、それは認めます。

○佐藤(徳)委員 そうだといひますと、また繰り返して恐縮でありますけれども、厚生大臣答弁というものは明らかに公平性を強調されているのですよ。そういったしますと不公平になるんじゃないやありませんか。三分の一が不利になるということは、三分の二と比較した場合に不利になることは明らかでしょう。だから、不公平としてお認めになりますか、こう聞いておられるのです。公平か不公平かおわかりになりますか。片方が有利で片方が不利の場合については公平さを欠くでしょう。こんなことが明確にならない限りは審議できませんよ。

○保坂参考人 公平、不公平という問題につきましては、先ほど答弁申し上げましたのとおり考えましたのでございませう……(そんなばかにした答弁があるか、審議できない、何でそんなにこだわるのか不思議だ)と呼ぶ者あり)制度上の選択によって部分的に不公平が生ずる場合もあると考へます。

○佐藤(徳)委員 そういたしますと、今のお答えではまさに不公平であるという認識であることはわかりました。そういう理解をしてよろしいですね。不公平であるという理解をすることはよろしいですね。

○保坂参考人 先ほど申し上げましたように、制度上の選択によりまして部分的に不公平が生ずる場合もあると考へておられるのでございませう。

○佐藤(徳)委員 不公平なんでしょう。部分的であらうと何であらうと不公平なんでしょう。しつこいようですけれども、不公平であるという理解をしてよろしいのですか。(不利はあはれけれども不公平はない)と呼ぶ者あり)発言者は私です。

○保坂参考人 部分的に不公平が生ずる場合もあるというふうに申し上げております。

○田中(克)委員 午前中の伏屋質問に対する五十嵐審議官の答弁の中にもありましたが、まさにこの問題は有利、不利の選択ではなくて制度の選択の問題だ、こういうふうな答えておられました。私も実はそう思っているわけでありまして、今お答えにありましたように、部分的にしろ全体的にしろ不公平と矛盾の生ずる制度を選択するのか、そういうことが生じない制度を選択するのかということになれば、生じない制度を選択することの方がだれが考えても正しいということになります。

そこで、私はさきの文教委員会でもお尋ねをしておりましたように、現行平均標準給与月額退職前一年の平均を原則としているけれども、その額が組合員であった全期間の平均額よりも少ないときは、全期間の平均額をもって平均標準給与月額とすることができまう。

○五十嵐政府委員 私どもの現在提案しております制度では、先ほど申しましたように、施行日前の期間に係る平均標準給与月額については、施行日前の五年間の標準給与月額の平均額に政令で定める補正率を乗じて算定をいたします。

○田中(克)委員 私の質問に答えていません。私が言っているのは、本法第二十三条第二項によって、現行の平均標準給与月額が、退職前一年の平均を今は原則としているけれども、その額が組合員であった全期間の平均額より少ないとき全期間の平均額をもってその平均標準給与月額とするということが、こう決められていますね。

○五十嵐政府委員 選択が三つありまして、一つはやめる直前の一年間……(田中(克)委員「できなからうかきかき聞いておるのですよ」と呼ぶ)ちよっとお答えをさせていただきたいと思ひます。それからもう一つは退職前の三年間、それから全期間、その三つの選択がござります。

○田中(克)委員 できるといふことを今お認めになりましたね。そういう前提が一つあります。それから、今までの審議の中で明らかになつて

おりますように、恩給財団加入の教職員が給与表がない。ほかの人はみんな給与表があるわけですよ。だから、それを採用すれば標準給与月額の計算はできるはずなんです。ただ、できない人の場合に読みかえ規定がある。附則第十五項によってこの読みかえ規定を適用すればそれができる、これもそのとおりお認めになるでしょう。

○五十嵐政府委員 今私どもが提案しておりますのは、一つの方法しかないということと提案をさせていたいただいておるところでございまして、これは先ほど御答弁を申し上げたとおりでござい

○田中(克)委員 私が言うのは、できるかできないかということをお聞いているわけですよ。できるでしょう。だとすれば、さきに申し上げましたように、五年間の平均給与から平均標準給与月額を出すよりも、給与表はある、それから平均が低い人は全期間を通しての平均額を平均標準給与月額としてとる方法がある。それから恩給財団に入っている人の場合は、この読みかえ規定を適用すればそれもできる。そうならば最も確に公平に、そのものずばりでできる方法が合法的に成り立つじやありませんか。そうすれば、どちらの方法を選択するかの問題だ、こういうふうに伏屋さんの質問にお答えになりましたけれども、どちらの方法を選択するかといえば、最も公正で的確にできる方法を選択することの方がより私どもが選択すべき方法ではないかということになるわけでしょう。

○五十嵐政府委員 今私が申し上げておりますのは、今先生のおっしゃっておりますのが現行制度ということでありまして、今御説明申し上げましたような三つの方法があるということとござい

ます。現在とり得るのは、全期間を給与実績に基づいて算出する標準月額を求めるか、あるいは五年間の標準給与月額をもとにして全期間を推計するか、この二つの方法しかないということとござい

は、改正案は今審議をしているわけでありまして、今の制度の問題が、実際には可能であれば、よりの確に公平にいく方法の方を選択することの方が私どもは法案審議をする場合に正しいのではないかと、それを言っているわけなんです。何も今提案している案にそれほ拘束されて私どもが議論することはないじゃありませんか。これから法案を決めていくのでしよう。だから、午前中の答弁にあるように、どちらの制度の選択かということであれば、より公平に、より正確に標準給与が決められる方法の方を選択するということが当然じゃありませんか。だから、私は、私学共済の方にもそういう意味でこの間からお伺いをしているわけなんです。そのことはお認めになるでしょう。

○五十嵐政府委員 これは午前中の審議の過程でも申し上げておりますように、四共済の法案につきましては同じ方法をとっていいことということがあります。基本にあるわけとございまして、今私が申し上げております二つの方法は、四共済法案の中に選択としてその二つがあるということとござい

○田中(克)委員 それは前段の佐藤質問の前提にありまして審議会の答申の中にもありますように、それぞれの制度が持っている特徴や特殊な事情というものはあるわけなんです。そういう事情というものを考慮しながらどういう公平性を保つていくのかということがこの法案の審議のポイントじゃありませんか。何でも機械的に政府の方が方針を決めて統一的にやらなければならぬからやるといふことで、国家公務員に準じさせればよいという単純な考え方は私学の実態に合わないという観点から私どもは議論をしているわけですから、そのことの方がより私学の実態に合う、それで公平性が保てる、よりの確な標準月額の求め方になるということであれば、その方法の方を選択するということに法案を近づける、そのことが我が責任じゃありませんか。あなたの言うのは、あくまでも政府の考え方の前提に立つてそれを逆に我々に押し当てるようにしている。まさに逆さ

です。我々は審議をしているんだから。

○五十嵐政府委員 私どもが御提案申し上げました法案が私どもは一番いいと思つて御説明をさせていただいておるわけとござい

○田中(克)委員 そんな答弁はないよ、それは取り消せよ。国会を何と心得る。そんなことなら審議要らないじゃないか。(発言する者あり)今の答弁はだめだよ、あんなことでは、取り消せ。

○五十嵐政府委員 私どもがこの五年間の標準給与月額の平均額からとるようなことを考えましたのは、先ほど申しましたように、給与記録の全くない組合員が三百十人いるということとござい

○田中(克)委員 今の答弁以前に私は五十嵐審議官に前言を取り消してもらいたい。少なくとも、法案を審議している国会に向かって、政府の提案しているものが絶対的であるような認識のもとに、我々にそういう挑戦的な態度をとるのはけしからぬよ。国会でしよう。訂正を求めますよ、先に。

○五十嵐政府委員 私の言葉の説明が不十分でございまして、申しわけござい

○田中(克)委員 もう一度整理をして申し上げますと、原案は原案として出ております。私どもは、原案として出たものをいろいろ検討した結果、ほかの制度との比較、また私学の持っている特徴、特性、また事情、そういうものを検討して、より公正でよりの確な方法が求められると思うから意見として出しているわけですよ。そうでしょう。それがもしできないならば別ですけども、さっき申し上げましたようにできる方法はある、方法として可能である、給料表もほとんどの人が残っている、それからわずかに恩給財団から給与をもらつた人の関係というのは三十四万人の中で三百十人にすぎない。そのわずか三百十人の

人のために全体の公正が欠けるようなことをしてはならない。だから、もっとより全体に公正な方法がないかというところで検討した結果、本法の第二十三条第二項の適用や本法の附則第十五項を適用すれば、完全に今問題になっているようなことは解消される。だから、その方法をとることの方がより正しい選択になるのではないかと、このことで問題を出しているわけでありますから、そのことについての判断というものはこの国会が決めるべきものだと思ふわけです。だから、そういう方法がとれるかとれないかを聞いているだけであって、政府が出している案が正しいとか正しくないとか、そのことを言っているわけではありません。そういう方法をとろうとすればできるでしょうというのを聞いているわけです。できますね。

○五十嵐政府委員 それでは、事実関係に即しまして御説明をさせていただきます。確かに、先生の御指摘のように、現在の私学共済組合法におきましてはほとんどの者の給与記録はあるということとは事実でございますから、そういうことに基づいて計算は可能であるということでございます。ただ、もう一つは、いまさき申し上げておりますように、三百人につきましては一定の仮定を設けなければ計算はできないということでございます。

○田中(元)委員 今の答弁で若干後段に不満はありますけれども、私どもが提起した問題は可能である、こういうことだけは明らかにしました。したがって、あとの問題につきましては、私学の実態をさらによく精査をしていただいて、方法としてより公正、より具体的、現実的な方法を選択をする審議を尽くしてもらいたい、そのことを最後に付け加えて、私の質問を終わります。

○阿部委員長 次回は、来る二十九日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することいたします。

なお、関係委員長と協議の結果、明二十八日午前九時五十分から大蔵委員會地方行政委員會文教

委員會農林水産委員會社会労働委員會運輸委員會連合審査會を開會いたしますので、あらかじめ御了承願います。

本日は、これにて散會いたします。

午後四時二十六分散會

第一類第六号

文教委員会議録第五号

昭和六十年十一月二十七日

昭和六十年十二月五日印刷

昭和六十年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局